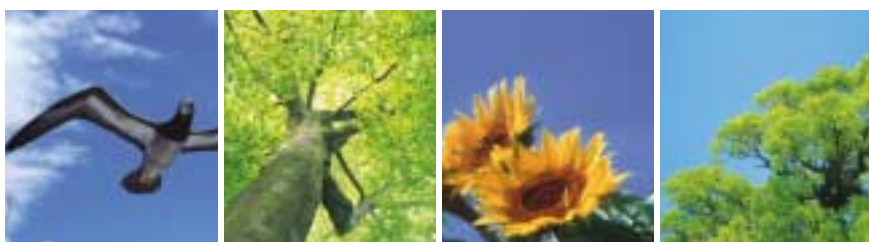


REPORT 2007

東榮信用金庫の現況



あなたの街のあなたの金庫

基本方針

東栄信用金庫は、地域金融機関としての自覚のもとに、地域社会の発展のために奉仕し、会員ならびにお得意様の利益と繁栄をはかり、もって金庫職員とその家庭を明るくすることを使命とする。

経営理念

当金庫は昭和13年9月の創業以来、常に「地域の皆様とともに地域の発展に貢献する」という基本理念のもとに、相互扶助の精神を大切にしながら協同組織金融機関としての社会的役割を果たしてまいりました。

その結果、会員ならびに地域の皆様からの「信用」という大きな財産を築き上げることが出来ました。

これからも地域金融機関として、会員の皆様をはじめ、お取引先の皆様との信頼関係を保ち、堅実経営による地域社会との共存共栄を図ってまいります。

概要

創 立 昭和13年9月8日

純 資 産 5,810百万円

本 店 東京都葛飾区新小岩1丁目52番8号

店 舗 数 11店舗（1出張所含む）

会 員 数 12,010名

役職員数 163名（男子119名・女子44名）

営業地区 東京都 葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区、足立区、
千代田区、中央区、港区、台東区、荒川区
千葉県 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市
埼玉県 三郷市、八潮市

（平成19年3月31日現在）



ごあいさつ

会員並びにお取引先の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、当金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も当金庫の経営内容や業績の推移等について、ご理解頂くために「REPORT2007東栄信用金庫の現況」を作成いたしましたのでご覧いただければ幸いに存じます。

さて、平成18年度の日本経済は、個人消費の伸びに減速の動きが見られましたが、設備投資や輸出の増加に支えられ緩やかながらも息の長い景気回復が続きました。大企業では好業績が目立ち、過去最高益を計上する企業も増加しました。地価についても、三大都市圏や地方中心都市では上昇に転じました。これらを受け平成18年7月には日本銀行によるゼロ金利政策が解除され、平成19年2月には二度目の政策金利の引き上げが行われました。しかしながら、景気回復の恩恵は、中小・零細企業など規模が小さくなればなるほど小さく、中小・零細企業の経営実態はまだまだ低迷基調にあります。経済指標は景気回復を示しておりますが、中小・零細企業には引き続き厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で当金庫は、新中期3ヶ年経営計画「とうえいエスポワール21」の初年度にあたり、基本方針として、①課題解決型金融の強化、②協同組織型金融の浸透、③持続可能で安定的な収益を確保する経営の三項目を掲げ、「地域のお客様から信頼される堅実な金庫」を目指して経営基盤の確立と経営体質の強化に取り組みました。

この結果、業績は順調に推移し、健全性・安全性を示す自己資本比率も国内基準の4%を大きく上回る8.78%となり、お客様からご信頼いただける経営体質となっております。これもひとえに長年に亘るお客様のご支援とご愛顧の賜ものと深く感謝申し上げます。

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、新しい時代の金融機関となるためにはお客様満足度の高い信用金庫にならなければなりません。そのために、お客様の問題を解決できる金融機関に生まれ変わり、併せて地域への一段の浸透を図り、お客様、地域、当金庫の共存共栄により社会的に存在価値のある信用金庫を目指してまいります。また、安定的な収益確保ができる経営体質の確立及び法令等遵守や企業倫理の確立を図り、企業として社会的責任を果たすことのできる組織となることで、地域社会やお客様から地域になくてはならない金融機関として認めていただく努力を続けていく所存であります。

なお、本年6月21日の通常総代会におきまして小川前理事長の退任に伴い、私が理事長に就任いたしました。

今後とも、前理事長と同様のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成19年7月

理事長 中里 憲明

CONTENTS

ごあいさつ	
地域密着型金融推進計画	4
総代会	6
トピックス	8
営業のご案内	10
平成18年度の業績	14
個人情報保護宣言	16
保険募集指針	17
経営内容	22
事業概況	27
有価証券等に関する指標	34
リスク管理債権の状況	37
自己資本の充実状況	38
ネットワーク	44
組織図	46

地域密着型金融推進計画

●「地域密着型金融推進計画」の取り組み

当金庫は、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を踏襲・継続した「会員・お客様よし」「地域社会よし」「信用金庫よし」の三方よし経営を基本スタンスとした「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」（平成17年4月～平成19年3月）に取り組んでまいりました。

● 企業再生・中小企業金融の円滑化 ●

- ・「目利き力」の向上を図る目的のため各種の外部研修等に職員を積極的に派遣し、また研修終了後においても庫内研修会を実施するなどして人材の育成に努め、企業再生支援活動につきましても本部・営業店・中小企業診断士が一体となって再生支援先に訪問する等の活動を展開してまいりました。
- ・東京チャレンジファンドへの組合員加入のほか、シグマバンクグループ内のシンジケートローンに参画するなど地域の再生に向けた活動に積極的に取り組んでまいりました。
- ・地元商店街活性化に向けた「商店街活性化ローン」、地域環境改善に向けた「エコビジネスローン」・「エコ省エネローン」、過度に担保・保証に依存しない融資として「スモールローン」や設備担保信用補完制度の「しんさんMEサポート」の取り扱いを開始いたしました。
- ・東京商工会議所との連携強化の一環として、「メンバーズビジネスローン」を発売するとともに、会員の増強に努め地域内連携および地域経済の活性化に貢献してまいりました。
- ・シグマバンクグループとしては「中小企業新事業活動促進法」の認定を目的とした「シグマ異業種交流会」を継続開催いたしました。

項目	平成19年3月
出資会員数	12,010人
全体の預貸率	50.00%
総預金に占める地域内の預金構成比	93.49%
総貸金に占める地域内の貸金構成比	94.65%
自己資本比率	8.78%

● 経営力の強化 ●

- ・情報漏えい防止ソフト(秘文)の導入、個別ユーザIDによる認証などのセキュリティ強化を実施しリスク管理の高度化に注力してまいりました。
- ・収益管理態勢の強化に向けては、信用格付システムの導入に向け財務データの修正を行い具現性に向けた取り組みを開始いたしました。
- ・パーゼルⅡへの対応としては各種のデータ整備を実施し、リスクアセット算出における正確性やプロセスチェック等の検証に向けた作業を開始いたしました。
- ・コンプライアンス態勢につきましても、従来通り監査及び指導を継続的に実施いたしました。
またコンプライアンス委員会へ顧問弁護士を招聘し、法律相談等各種の相談事項に対応できる態勢を整備するとともに、コンプライアンス有資格者の継続養成を行うなど職員個々の意識向上を図っております。

● 地域の利用者の利便性向上について ●

- ・地元唯一の大学である東京聖栄大学との連携により地域への貢献・活性化を目的とした業務連携に向けた態勢整備を図り、また同大学より講師を招聘し組織化会員に対して講演会などを実施いたしました。
- ・お客様満足度に関するアンケートを実施し、金庫経営に反映させるとともに利用者の利便性の向上を図るため本店営業部ならびに新堀支店、奥戸支店において店舗入り口のバリアフリー化を実施いたしました。

地域密着型商品

とうえい商店街活性化ローン

地元商店街の活性化資金として既存商店街はもちろん、新規出店等の起業家のお客様を側面からサポートさせていただきます。

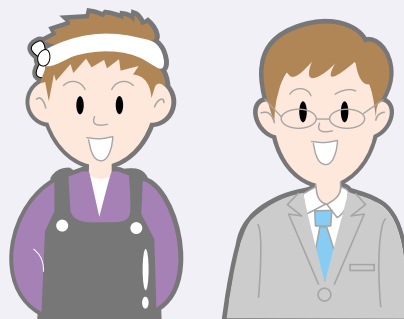
東栄ビジネスローン

事業者向け無担保商品

エコビジネスローン(企業向け商品)

エコ省エネローン(個人向け商品)

二酸化炭素排出や騒音等を軽減し、「住みよい地域・街創り」を金融面からサポートいたします。



地域への貢献活動

文化活動

「東榮経友会」や「東榮エプロン会」などを通じて研修会、講演会、旅行などを開催し交流を深めております。



地域行事への参加

本店をはじめ各支店において、毎年開催される地域の祭礼や盆踊りなどのイベントに積極的に参加しております。また、春・秋に行われる全国交通安全運動に参加しております。



サークル活動

● 東榮経友会

中小企業の皆様方の事業にお役に頂ける会です。会員の皆様の交流と会員相互の情報交換の場として、講演会、研修会、親睦旅行などを随時開催しております。



● 東榮「福寿会」

当金庫に年金の振込指定されているお客様の年金サークルです。社会保険労務士による年金相談会を無料で行っております。「福寿会」の会員の皆様には、お誕生日プレゼント、旅行の実施、健康介護電話相談、マネー&ライフサービス、交通事故見舞金制度等の特典をご用意いたしております。

また、年1回3月に全店合同「とうえい福寿会」旅行を実施しております。



企業支援活動について

シグマバンクグループ(当金庫、足立成和、亀有、小松川の4信用金庫)で合同異業種交流会を発足させ、活動を行っております。これは中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の承認をお取引先取得していただくことを目的として、中小企業診断士と連携、協力し、業況の改善を図る経営改革支援の一環として行っております。



環境への取り組み

地域の美化運動に協力して、職員の参加により店舗周辺の清掃活動を行っております。

福祉活動

シグマバンクグループの福祉活動として、『地域貢献型JCBカード』の収益金を福祉協議会を通じて地域社会へ継続的に還元しております。

また、献血活動を年2回行っております。この活動には地域の皆様にも参加頂いております。



相談業務

社会保険労務士による『年金相談会』を各営業店において無料開催しております。

● 東榮エプロン会

奥様方の親睦交流の会として、研修会、講習会、レクリエーション等の行事を随時開催しております。

また、年1回8月の全店合同「盆踊り旅行」は32回連続実施しております。



● 東榮ゴルフ会

「東榮ゴルフ会」ではスポーツを通じて会員同士の親睦を図っております。各支部においては年4回、毎年9月には全店対抗のゴルフ大会を実施しております。



総代会等に関する情報開示

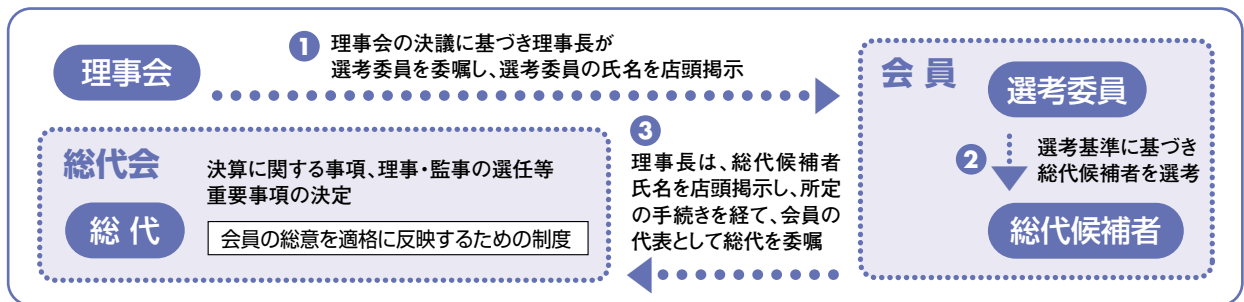
● 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適格に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代え総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

● 総代会の仕組み 総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



● 第69期通常総代会の決議事項等

報告事項 第69期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)業務報告(事業の概況)、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 定款の一部変更の件
 第3号議案 会員の除名による法定脱退の件
 第4号議案 退任理事への退職慰労金贈呈の件



● 総代氏名

(平成19年3月31日現在)

氏名						
芦田 清	宇田川長吉	橘川博行	鈴木一郎	田島誠次	萩原満幸	村上吉枝
阿部光博	鶴月重司	草薙弘	鈴木英樹	田中稔家	濱田幸一	村瀬達雄
石井計治	大江文雄	古井戸正夫	鈴木芳雄	田中利幸	林一夫	森田輝雄
石井宗孝	大竹哲夫	小島康典	須藤健治	田中光男	福地隆	森田知行
石渡清和	大塚恒夫	後藤昭	須原卯一	田中由三	福島孟	森本仁一
伊東正治	大貫仁	坂根浩二	関口保太郎	露木正道	藤巻進	吉田幸嗣
岩楯久次	大野眞平	指田勝希	高橋数三郎	露木正	本田潤一	吉野毅
岩楯啓次	落合四郎	佐藤照宣	高橋保彦	手塚栄	町山明	米山貞俊
岩楯錠吉	甲斐定男	鹿野武	高橋芳久	中島甚一	松井清	
岩楯忠雄	風見章	清水良泰	高畑静國	長谷幸太郎	松丸伸二	
岩楯守	加藤忠臣	須賀和雄	田澤宗治	二宮文次	松本太一	
植草富雄	上福元清也	菅生道一	田島英一	野村重男	三浦清生	

※氏名の掲載につきましては、総代皆様の同意を承り掲載しております。

(五十音順)

● 総代とその選任方法

① 総代の任期・定款

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成19年3月31日現在の総代数は80人で、会員数は12,010人です。

② 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代選考委員会規程に基づき総代候補者選考委員を選任する。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立て)

(注) 総代候補者基準

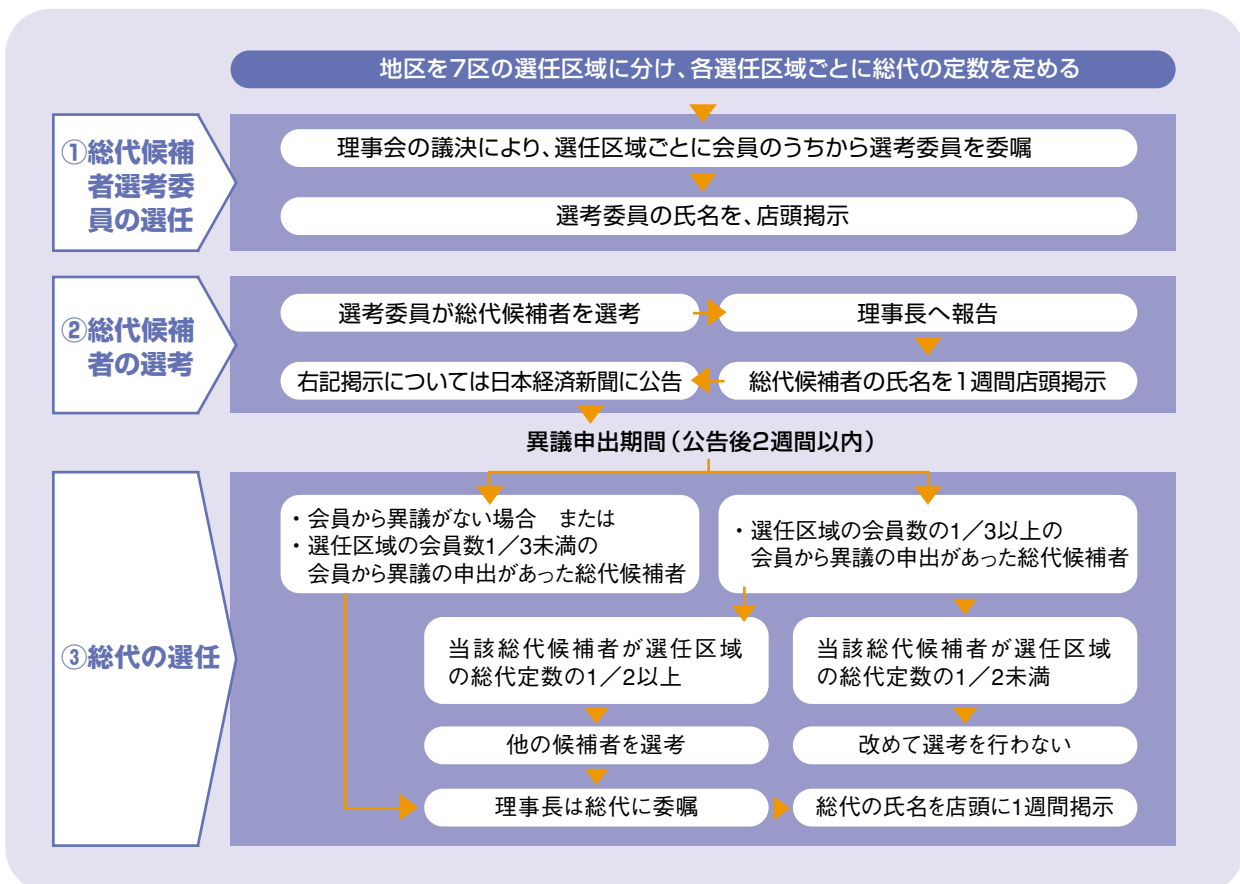
① 資格要件 当金庫の会員であること

② 適格要件

- ・ 総代として相応しい見識を有していること
- ・ 良識をもって正しい判断ができる人であること
- ・ 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ・ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人

- ・ 行動力があり、積極的な人
- ・ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人
- ・ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人

● 総代が選任されるまでの手続き



トピックス

とうえいおたのしみツアー「宍岐・対馬」
秘島巡り3日間の旅を実施(平成18年6月)



東栄エプロン会 奥戸支部発会式(平成18
年9月)を実施。その他、本一色支部、葛西
支部、浦安支部においても実施



地域貢献活動として「愛の献血運動」
を実施(平成18年
6月)葛西支店



野球解説者 村田兆治氏を迎え、
新春講演会を開催(平成19年2月)



第32回納涼盆踊り大会を
福島県東山温泉で実施(平
成18年8月)



第12回福寿会(年金受給者)旅行を堂ヶ島温泉
「堂ヶ島ニュー銀水」にて実施(平成19年3月)

住宅ローン相談会を実施(平成18年10月)浦安支店



しんきん協議会優良企業表彰式(平成19年3月)

銀行強盗に遭遇したことを想定し、訓練を実施(平成18年10月)江戸川支店



「東栄懸賞付定期預金」抽選会を開催(平成18年5月)

1年のあゆみ

平成18年

- ・6月6日～16日 大陸文化の架け橋『壱岐・対馬』秘島巡りの旅を開催し、4班120名の方が参加されました。
- ・6月21日 地域貢献活動の一環として、第6回『愛の献血運動』を葛西支店にて行い、80名の皆様のご協力をいただきました。
- ・6月23日 第68期通常総代会を東武ホテルレバント東京で開催しました。
- ・8月21日～23日 第32回納涼盆踊り大会 福島県東山温泉『御宿 東鳳』にて開催し、2班420名の方が参加されました。
- ・9月13日 第26回『全店対抗ゴルフ大会』を京葉カントリー倶楽部で開催し、180名の会員の皆様が参加されました。
- ・12月13日 地域貢献活動の一環として、第7回『愛の献血運動』を本一色支店で行い、81名の皆様のご協力をいただきました。

平成19年

- ・1月16日 東栄エプロン会 第4回『新春初詣・寒川神社参拝』日帰り旅行を開催し、冬晴れの中524名の方が参加されました。
- ・2月9日 野球解説者の村田兆治氏を迎えて、東武ホテルレバント東京にて第20回東栄経友会『新春講演会』を開催し、265名の方が参加されました。
- ・3月13日～15日 第12回福寿会(年金受給者)旅行を堂ヶ島温泉『堂ヶ島ニュー銀水』にて実施し、317名の会員の方が参加されました。

営業のご案内

● 預金業務

当金庫では、お客様のライフステージに合わせた商品をお選びいただけるよう、各種商品を豊富に取り揃え、地域の皆様のニーズに合った資産づくりにお手伝いしております。

種類	特色	お預入れ期間	お預入れ金額
総合口座	普通預金と定期預金・定期積金・当座貸越を1冊にセットした大変便利な口座です。毎日の出し入れはもちろん、公共料金の自動支払もOKです。普通預金の残高が不足した場合でも、定期預金・定期積金残高の90%、200万円まで自動的にご融資。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子揃った口座です。	出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金の 初回組入額は 5万円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動お受け取りや、公共料金・各種クレジット代金の自動引き落としなど財布代り、家計簿代りに便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金 (無利息型普通預金)	預金保険制度により全額保護されます。個人の方は「総合口座」の取り扱いができ、公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の自動受け取りができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	預入残高に応じて金額段階別に利率を設定しています。お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。キャッシュカードもご利用いただけます。個人の方のみ対象で自動受け取り、自動引き落とし等のご利用できません。	出し入れ自由	1円以上 (基準残高10万円)
当座預金	ご事業に欠かせない預金です。 ご決済に小切手や手形を効率的な資金管理にご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。 お引き出しの2日前までにご連絡下さい。	7日以上	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。 お利息は優遇されているうえ、非課税扱いです。	入金は自由、 引き出しは納税時	1円以上
スーパー定期預金	ご利用が最も多い定期預金で、目的に応じてお預け入れ金額・期間を選択することができます。	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、2年、 3年、4年、5年	100円以上 1千万円未満
大口定期預金	市場金利の実勢により金利が決定される預金で、1千万円以上の大口資金運用に最適です。	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、2年、 3年、4年、5年	1千万円以上
期日指定定期預金	1年複利で、1年の据置期間経過後は1ヵ月前のご通知でお預け入れ額の一部支払いも受けられる流動性も兼ね備えた定期預金です。個人の方のみ対象です。	最長3年 据置期間1年	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6ヵ月毎に金利の見直しを行います。3年ものは個人の方のみ対象です。	1年、2年、3年	100円以上
積立定期預金	お預け入れ期間中、自由な金額を積立することができます。	1年～5年 据置期間3ヵ月	1,000円以上
定期積金	ご契約時に目標額と期間を定めて、毎月一定額を無理なく積立する預金で、必要な資金づくりができます。普通預金等から自動振替による積立ができます。	6ヵ月以上 5年以内	所定の掛込 単位金額
財形貯蓄	お勤め先の財形積立制度を通じて、給与または賞与からの天引きにより積立する預金で、有利な資産づくりができます。		
一般財形預金	お引き出し目的を定めない財形預金です。貯蓄目的は自由です。	積立期間3年以上	5,000円以上
財形年金預金	老後の安定を目指して積立する個人年金プランです。 元本550万円(財形住宅との合算)非課税。	積立期間5年以上	5,000円以上
財形住宅預金	住宅取得や増改築のための預金です。 元本550万円(年金財形と合算)非課税。	積立期間5年以上	5,000円以上

● 本人確認に関するお客様へのお願い

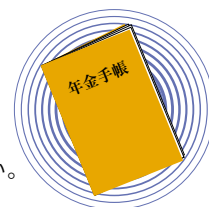
平成15年1月6日から、テロリズムに対する資金供与及びマネーロンダリングの防止等を目的とした「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されました。

この法律により、預金口座の開設、200万円を超える現金取引、10万円を超える現金の振込み等の際にはご本人を確認できる資料により「本人確認」をすることが義務づけられましたので、ご理解と、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

● マル優制度について

マル優・マル特制度の適用対象者例

- ・身体障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けておられる方
 - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害年金を受給しておられる方
 - ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、遺族年金を受給しておられる被保険者の奥様
- ※マル優・マル特の適用対象者については、たくさん条件と項目があります。詳しくは、窓口までお問い合わせ下さい。



● 融資業務

当金庫では、お客様のニーズに積極的にお応えすることを心掛けております。個人のお客様のライフプランを応援する充実したローン商品の開発や事業者の方々の円滑な事業展開を応援する無担保商品の開発など心掛けております。

種類	特色	金額	期間
一般融資	商業手形の割引、商品仕入れ等の短期資金、不動産取得や諸設備のための長期資金等をお取り扱いしております。	当金庫基準	当金庫基準
制度融資	都・区・市などの有利な制度融資を各種取り扱っております。	制度基準	制度基準
事業者カードローン	事業資金（信用保証協会保証付）	100万円～1,000万円以内	1年又は2年
東栄ビジネスローン	経営改善に向け自助努力している事業所。運転資金・設備資金	500万円以内	運転資金3年 設備資金5年以内
とうえい商店街活性化ローン	卸売業・小売業・飲食業・サービス業を営む事業者	300万円以内	3年以内
エコビジネスローン	環境改善に取り組む中小企業者向け融資	3,000万円以内	7年以内
エコ省エネローン	事業設備資金を除く環境改善のエコ省エネ機器に対する融資支援優遇金利	当金庫基準	当金庫基準
代理貸付	信金中央金庫・国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・住宅金融支援機構・各金融機関の資金貸付	各機関基準	各機関基準
住宅ローン	個人住宅用、土地建物の取得資金	6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	個人住宅修繕、増改築資金	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	入学金、授業料等	500万円以内	10年以内
カーライフプラン	車両購入資金、車検費用等	500万円以内	8年以内
個人ローン	ブライダル、電化製品・家具購入等の資金	500万円以内	8年以内
しんきんカードローン	個人向けカードローン	10万円～100万円以内	リボルビング方式
シグマキャッシュル	お使いみち自由でパートやアルバイトの方もOKです。安心サポートの生活応援カードローンです。	50万円～90万円以内	リボルビング方式

● 商品ご利用にあたってのお願い

消費者ローンは、お客様のニーズにあった商品を取り揃えておりますので、お申込みの際には、サービスの内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

また、保証会社を保証とすご融資は、融資利率のほかに保証料を必要とする場合がありますのでご留意下さい。



● 貸出運営についての考え方

「地元の資金は地元に戻元する」という信用金庫の基本理念を大切に積極的な取り組みを進めております。また、資産の健全性を高めていくことも重要な課題として取り組んでおります。

当金庫の融資業務には、収益性のみを追求した選別でなく、会員である中小企業や個人の皆様を対象として、融資機会の平等を原則に小口多数取引に徹しております。

こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、中小企業の皆様が抱えている問題に十分配慮しながら融資業務を行い、地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。


● 偽造カード等への対策について

当金庫は、お客様が「偽造キャッシュカード」及び「振り込み詐欺」の犯罪被害に遭わないよう、取り組みを行っております。特に、「偽造キャッシュカード」被害防止には、定期的な「暗証番号の変更」をお願いいたしております。また、平成18年5月から1日あたりのATMでの支払限度額は50万円といたしました。そのほか、「振り込み詐欺」犯罪防止のため、本人確認を徹底しております。



● 各種サービス・その他業務

当金庫では、お客様にとって「気軽に利用しやすい信用金庫」であるという立場にたって、生活に密着した各種サービスと利便性を提供しております。

種 類	特 色	
キャッシュサービス	当金庫の本支店および全国の信用金庫の「しんきんネットキャッシュサービス」取扱店で、キャッシュカードでのお取り扱いができます。 また、全国の銀行、信託銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアの「全国キャッシュサービス」お取り扱い店でもお引き出しできます。別途、法人向けのキャッシュカードもご用意しております。	
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫のCD・ATMを利用しても、平日・土曜日のゼロネットサービスタイムの時間内は利用料が無料となります。 一ゼロネットタイム ※左記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM 平日8:45～18:00の入出金 利用には所定の手数料が必要です。本サービス 土曜9:00～14:00の出金 がご利用いただけないATMが一部ございます。 	
提携クレジットキャッシングサービス	当金庫のATMでVISA・JCB・UC・DCなどのクレジット会社や、一部信販・流通系のカードを利用してキャッシングができます。	
クレジットカードサービス	しんきんVISA・シグマJCBなどのクレジットカードの申込みをお取り扱いしております。	
ホームバンキング(HB)	オフィスや自宅に居ながら、振込・振替・残高照会ができ、振込手数料も安く操作も簡単です。	
テレホンバンキング	窓口に出向くことなく電話で振込・振替・残高照会が利用できます。	
インターネットバンキング	お客様のパソコンのブラウザからアクセスして、画面をみながらの簡単操作で振込・振替・照会ができるサービスです。個人のお客様用、法人のお客様用をご用意しております。	
Pay-easy(ペイジー)	パソコンからインターネットを利用して税金、公共料金など各種料金の決済ができます。	
アンサーサービス	電話やFAXを利用して、振込や取立入金のご連絡、残高照会を即時に処理するシステムです。	
J-Debit デビットカード	J-Debit加盟店でのお買物やお食事等のご利用代金を当金庫のキャッシュカードで即時決済できます。	
自動支払いサービス	公共料金をはじめ、税金・社会保険料・ローンご返済金・各種クレジットカードのご利用代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。	
自動受取りサービス	給与・賞与・年金・配当金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。	
公金の窓口収納	国税・地方税・社会保険料などの収納事務をお取り扱いしております。	
内国為替	振込・送金	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・信託銀行・農協・労働金庫などの金融機関へ確実・スピーディーに送金・お振込ができます。
	代金取立	手形や小切手などを取立し、ご指定の預金口座にご入金します。
外国為替	両替	日本円を米国通貨に、米国通貨を日本円に両替します。
	旅行小切手	海外へお出かけの際には、サインひとつで現金と同様にご利用いただけ、盗難・紛失のときには再発行が可能な旅行小切手(トラベラーズチェック:T/C)が安全で便利です。
為替自動振込サービス	年月・ご指定の金額をお客様のご指定口座から、受取口座へ自動的に送金します。	
株式払込業務	会社設立および増資の払い込みのお取り扱いをしています。	
国債の窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・個人向け国債のお取り扱いをしています。	
損害保険の窓口販売	長期火災保険業務のお取り扱いをしています。住宅の新築や購入をご検討される際には、ローンのほか火災保険についてもご検討下さい。	
生命保険の窓口販売	「しんきんらいふ年金」として将来の豊かな生活実現の準備として、様々なライフスタイルに合わせた資産運用のお手伝いをさせていただきます。	
スポーツ振興くじの払戻し	スポーツ振興くじ(toto)の払戻業務を、本店営業部・亀戸支店の2店舗でお取り扱いしております。	
貸金庫	権利書などの重要書類や貴重品等を安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りいたします。	
年金相談	年金の専門家「社会保険労務士」による相談会を各店ごとに年2回無料で開催しています。	

● 主な手数料のご案内 (消費税含む)

(平成19年6月末現在)

● 内国為替手数料

1. 窓口での振込手数料

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		210円	420円
他行あて	電信扱	630円	840円
	文書扱	630円	840円

2. ATM・テレホン banking・ペイバイFAX振込手数料

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		無料	105円
他行あて		315円	525円

※ペイバイFAXは別途月額利用料がかかります。

3. WEBバンキング振込手数料 (個人のお客様)

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		無料	☆105円
他行あて		315円	525円

※☆同一店内のご本人さま口座への振込は無料です。

4. WEB-FBサービス振込手数料 (法人のお客様)

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		無料	☆105円
他行あて		315円	525円

※☆同一店内は無料。別途月額利用料がかかります。

5. ホームバンキング振込手数料

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		無料	無料
他行あて		315円	525円

※別途月額利用料がかかります。

6. 為替自動振込手数料

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		105円	210円
他行あて		420円	630円

7. 給与振込手数料

		3万円未満	3万円以上
当金庫本支店あて		無料	無料
他行あて		52円	52円

● ATMご利用手数料 (お引出し)

	平日		土曜日		日曜・祝休日
	8:30~19:00	無料	8:30~17:00	無料	9:00~17:00
当金庫カード					105円
他の信用金庫カード	8:45~18:00	無料	9:00~14:00	8:30~9:00 14:00~17:00	9:00~17:00
				105円	105円
銀行・郵貯・クレジットカード	8:45~18:00	105円	9:00~14:00	14:00~17:00	9:00~17:00
				210円	210円

● 両替手数料

1. 両替機設置店舗

	1~50枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上
両替機	無料	105円	210円	315円	420円	お取り扱いできません
窓口	無料	210円	315円	お取り扱いできません		
硬貨入金	無料	無料	無料	315円	420円	525円

※同一金種の新券への両替・汚損・記念硬貨の交換につきましては、手数料は頂きません。

(注) 両替機をご利用の場合は、51枚以上より専用カードが必要になります。(50枚まではキャッシュカードで1日1回限りご利用できます。)

2. 上記以外の店舗ご利用手数料

	1~100枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上
窓口	無料	210円	315円	420円	525円	お取り扱いできません
硬貨入金	無料	無料	無料	315円	420円	525円

※同一金種の新券への両替・汚損・記念硬貨の交換、1円及び5円の両替、両替機のご利用につきましては手数料は頂きません。

(注) 払い戻し時も適用となります。

● 発行手数料

小切手帳	(1冊50枚綴り)	840円
手形帳	(1冊25枚綴り)	525円
手形貸付用手形	(1枚)	21円
マル専	口座開設手数料	3,150円
	専用手形発行手数料(1枚)	525円
自己宛小切手	(1枚)	525円
各種証明書	(1通)	210円
通帳・証書再発行	(1冊又は1枚)	525円
各種カード再発行	(1枚)	1,050円

● 融資に関する手数料

リフォームローン調査料		10,500円
不動産担保調査料		31,500円
不動産担保物件変更		5,250円
証書貸付期限前繰上弁済		5,250円
証書貸付期限前一部繰上弁済		5,250円
証書貸付返済条件変更		5,250円
割引手形信用調査	(1通)	210円

● 開示請求手数料

取引履歴に関する情報	特定日毎	420円
氏名・住所、電話番号、勤務先	左記一括	840円
取引残高(科目、口座番号、残高)	特定日毎	2,100円
上記以外の情報	特定日毎	1,050円

● その他

ホームバンキング基本料(月額)		1,050円
ペイバイFAX基本料(月額)		1,050円
WEB-FB基本料(月額)		1,050円
代金取立手数料	(1通)	840円
元帳コピー代	(1枚)	42円
不渡手形返却料	(1通)	840円
取立手形組戻料	(1通)	840円
異議申立預託料	(1通)	1,050円
送金・振込の組戻料	(1口)	840円
貸金庫	(年額)	5,250円~10,500円
株式払込金保管手数料	(1通)	株式払込額×0.002×1.05

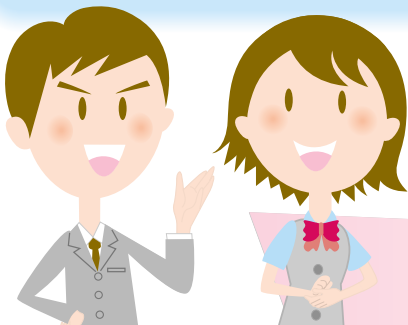
平成18年度の業績

当金庫は、昭和13年9月の創業以来、「地域の皆様とともに地域の発展に貢献する」という理念のもとに地域とともに歩んでまいりました。地元の皆様からお預りしたご預金を、地元の皆様のご事業の発展や豊かな生活の実現のためにご利用いただき、さらに地域社会の一員としての自覚のもと、地元の中小企業や地域の皆様との交流を深め、地域経済の発展に努力しております。また、信用金庫としての枠にとどまらず、地域文化交流への参加、環境整備等に皆様と一体となって取り組んでおります。

支援サービス

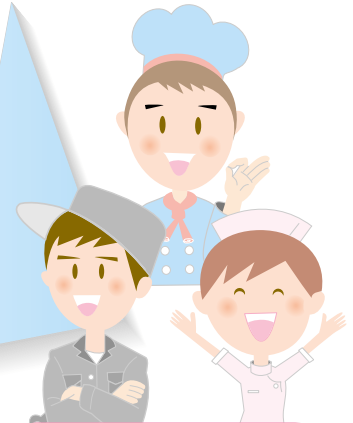
貸出金 **54,722** 百万円

地元でお預りした預金を地元の皆様に有効にご利用いただけるように取り組んでおります。常に地元中小企業や住民の皆様の声に耳を傾け、より多くのお客様にご利用いただけるよう事業資金から住宅資金、教育資金など各種口金を幅広く取り揃えております。



東栄信用金庫

お客様の資産づくりや生活設計、企業の事業活動などのお役にたてるよう、多様化するニーズにお応えするため、様々な商品を取り揃えております。



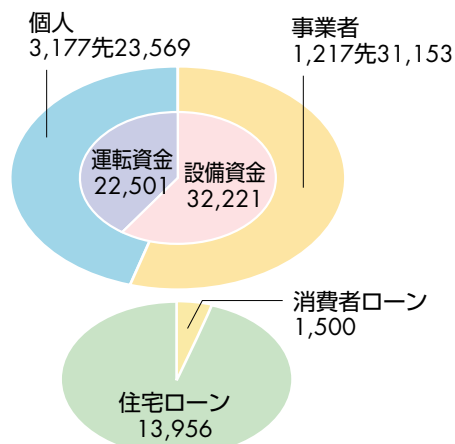
お客様/会員

預金積金 **109,424** 百万円

出資金 **513** 百万円

【貸出金の内訳】（単位：百万円）

貸出金 54,722

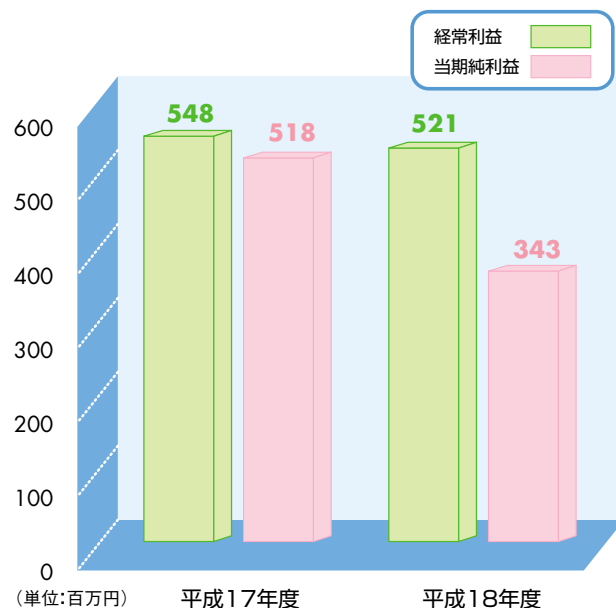


● 店舗数	11店舗
● 常勤役職員数	163人
● 出資金	513百万円
● 会員数	12,010人

【収益の推移】

（単位：百万円）

項目	平成17年度	平成18年度
経常利益	548	521
当期純利益	518	343

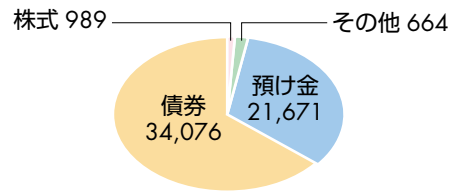


● ご融資以外の運用について ●

当金庫は、お客様のご預金をご融資以外に預け金や有価証券として運用しております。

預け金は、そのほとんどを信金中央金庫への預け金として運用しており、有価証券は、債券を中心に安全性や収益性に留意しながら運用しております。

【ご融資以外の運用の内訳】（単位：百万円）



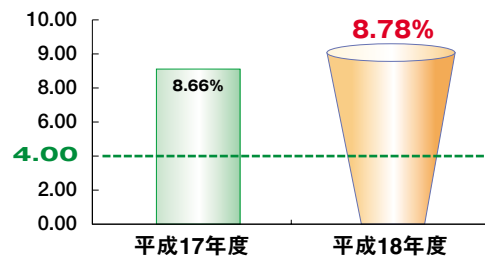
● 自己資本比率 ●

金融機関の健全性や安全性を示す指標として「自己資本比率」があります。当金庫のように国内業務のみ行う金融機関は、自己資本比率4%以上を維持することが求められています。

平成19年3月末の自己資本比率は**0.12**ポイント上昇し、**8.78%**と国内基準の4%を大きく上回っており、**高い健全性**を示しています。今後も地域の皆様に安心してお取引いただけるよう常に**堅実経営**を心掛けてまいります。



自己資本比率の推移（単位：%）

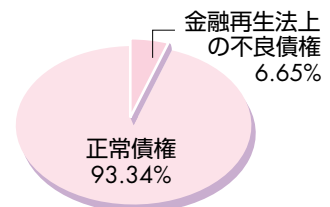


● 不良債権の状況 ●

金融再生法上の不良債権比率は、6.65%です。

当金庫は、金融検査マニュアルに基づいた厳正な自己査定を行い、更に太陽ASG監査法人による自己査定の監査も実施しております。

平成19年3月末の不良債権比率は6.65%となりましたが、金融再生法開示債権の保全率は89.08%となり、不良債権の引当には万全を期しております。

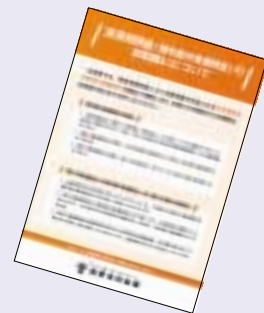


● 預金保険制度について ●

お客様からお預りしている預金は、万一金融機関が破綻した場合に備え、預金保険機構が運営している預金保険制度により保護されています。

- 当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されます。
- 定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息が保護されます。

預金等の分類	平成17年4月から
注1 決済用預金 当座預金・利息のつかない普通預金等	金額保護（恒久措置）
一般預金等 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円 ^{注2} までとその利息 ^{注3} 等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預かり専用商品以外のもの）等	保護対象外



- (注) 1. 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
 2. 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。
 3. 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

● 個人情報の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ※上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスターでもご覧いただけます。

（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用、第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

● 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。
- なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
 - ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

お問い合わせ窓口

東栄信用金庫 総務部
住 所：東京都葛飾区新小岩1丁目52番8号
電話番号：03-5607-1121

※本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

保険募集指針

当金庫は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めましたので、ご案内いたします。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、法令上の特例措置に基づき、当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当金庫の会員様、当金庫から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客様を保険契約者とする保険募集を行う場合、個人年金保険を除く生命保険商品については、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額は1,000万円を限度としてお取り扱いさせていただきます。
- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- 当金庫は、ご契約後の前後にかかわらず、お客様からの苦情・ご相談に適切に対応いたします。なお、お客様からの苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東栄信用金庫 融資部

電話番号:03-5607-1131

受付時間:当金庫営業時間の午前9時～午後5時

1. 保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は、預金等ではありません。(預金保険制度の対象外です。)また、解約返戻金や保険金払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。)

2. 一部保険商品における法令上の販売制限について

- (1) 当金庫が取扱うことのできる保険商品のうち、個人年金保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・年金払積立傷害保険を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客様の範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (2) 当金庫に融資の申込みをされている期間中は、お客様および密接関係者の方(お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人)には、制限の課せられている保険商品をお取り扱いすることができません(当金庫の会員の方は除きます)。
- (3) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取り扱いすることができません(当金庫の会員の方は除きます)。
 - ①当金庫から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方
- (4) 当金庫は、法令上の特例措置に基づき、上記①または②に該当する当金庫の会員の方、従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務されている方・役員の方を保険契約者とする保険募集を行う場合、個人年金保険を除く生命保険商品については、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額を制限させていただきます。

「リスク管理」への取り組み体制

◇基本的な考え方

金融機関、とりわけ信用金庫は、日常的に信用リスクや市場リスク、システムリスクといった様々なリスクへの対応が求められており、こうしたリスクは金融の更なる自由化・国際化の進展などにより、一層、多様化・複雑化しております。このため、様々なリスクを適切に把握し管理していくかが、金庫経営における最も重要な課題であると認識しております。

一方、「リスクは収益の源泉」でもあることから、相応のリスクを取ってこそ、収益を上げることが可能です。したがって、適切な収益目標を定め、発生すると思われる各種のリスクを想定して、適正なリスク管理を行うことが極めて重要です。

当金庫では、このようなリスク管理を「経営の最重要課題」と位置づけ、リスク管理の統括部署として「リスク管理部」を（平成19年4月）立ち上げ、発生すると思われるリスクの状況を把握し分析・評価して、自己責任原則に基づき適切なリスク管理を行ってまいります。

◇リスク管理体制

当金庫では、多様化・複雑化している各種のリスクを的確に把握し管理することを目的に、主要なリスクの種類毎に管理部署を指定し、これらの専担部署からリスクの統括部門であるリスク管理部へ情報を集約する体制を採っております。

リスクに関する各種の情報は、各専担部署やリスク管理部で分析・検討を行った後、収益と直結するリスク（信用リスク・金利リスク・市場関連リスク等）は「ALM委員会」で、その他のリスク（流動性リスク・事務リスク・システムリスク・風評リスク等）は「リスク管理委員会」でそれぞれ検討し、必要に応じて対応策等を常務会でも審議して、経営陣も含めた管理体制を採っております。

■信用リスク

信用リスクとは、ご融資をしてお取引先の経営が悪化して返済が不能になることや、倒産等により貸出金の回収が困難となって、当金庫の資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、資産の健全性を維持・確保するために、融資の審査管理部門と融資を推進する営業部門とは分離独立した体制で、貸出金を主体とした信用リスクの管理を行っています。

信用リスクの管理部署としては、ご融資するお取引先の信用度合や回収の可能性等の審査を行う融資部の審査課や、融資実行後の債権の管理・回収などを担当する管理課、お取引先の事業の再建に向けた活動を側面からサポートする企業支援課を配置するなどして、お取引先の業況等を勘案しつつ適切なリスク管理体制を採っております。

さらに、融資の審査管理を適正に行う方策として、融資先企業等の決算書などに基づき財務内容を客観的に把握し管理しています。また、大口融資先については、取引方針などについて常務会で定期的に検討し必要に応じて、与信限度額を見直して管理を厳格に行うことによりリスクの低減を図っております。

また、不動産等の担保評価の精緻化を図るために「不動産担保評価システム」を採用して、パソコン等による効率的な審査を行うためのサポート体制の充実にも取り組んでおります。

■市場関連リスク

市場関連リスクとは、有価証券や貸出金などの資産や預金などの負債が市場金利の変動に伴い損失が発生するリスクで、金利変動によって発生する金利リスクや有価証券等の価格変動によって発生する価格変動リスク、為替相場の変動によって発生する為替リスクなどがありますが、これらのリスク管理は近年特に高度化・複雑化してきております。

当金庫では、このようなリスクとリターンのバランスを適度に保ち、市場環境や経営体力等を勘案してリスクテイクを適正規模に調整するために、「リスク管理委員会」を定期的に開催して、抱えているリスクの現状と将来に向けての金利予測や収益シミュレーション等の分析等を行い、有価証券等の保有資産の適正な運用に努めております。

さらに、これら有価証券売買等の運用については、毎月開催される「ALM委員会」に報告するとともに必要に応じて「理事会」にも報告する態勢を整備し、適切な運用に心掛けております。

■流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等による預金の払い戻しや金融機関の信用力の低下等により必要な資金が確保出来ず、資金繰りに支障を来すとともに資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるなどのリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態が発生しても十分対応が出来るよう換金性の高い資金計画を採っており、資金繰りには全く問題ありません。また、「リスク管理委員会」が中心となって、預金・貸出金を含めた月次の資金計画や資金化可能額・資金調達可能額の把握など、流動性の資金繰りリスクに係る総合的な管理を行っています。

さらに、金融市場の動向などを勘案しつつ資金繰りの状況を「平常時・懸念時・危機時」の3段階に区分して、現金輸送等を含めた各々の局面に機動的に適切に対応出来るような管理体制を構築しております。

■事務リスク

事務リスクとは、役職員が事務処理規程等金庫の各種規程や法令等に反して正確な事務処理を怠り、事務処理ミスや事務事故等により損失を発生させることや、お客様とのトラブル等に起因して金庫の信用力を著しく低下させるなどのリスクをいいます。

当金庫では、すべての業務に事務リスクが内在しているとの認識のもと、正確な事務処理を行うための各種規程・通達等のほか、「リスク管理規程」とそれに付随する「リスク管理要領」に基づいて、事務リスクを最小化するための適切な方策を講じる等、総合的に管理する体制を構築しております。

■システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムが予期せぬ現象により誤作動や停止・不慮の災害等の他、システムの不正使用やデータの漏洩等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫の電算システムは、信金東京共同事務センターに加盟して他信金との共同利用により、本部システム部門との連結により運用・管理を行っております。コンピューターの不正使用や誤操作、情報漏洩対策として各種の管理基準に基づくとともに、同センターと協調して不正侵入などの防犯対策や地震等の防災対策に万全を期しております。

■法務リスク

法務リスクとは、当金庫が信用金庫法などの法律のほか、これらに基づいて金庫独自で定めている規程や通達等によって営業を行っているところですが、お客様である取引先とのトラブル等が発生した場合に被る法的なリスクのことをいいます。

このような事案が発生した場合は、速やかに金庫内で対応方針等の検討のほか、当金庫と顧問契約をしている「法律事務所の弁護士」の助言を得るなどして適正に対処し、処理しております。

■風評リスク

風評リスクとは、金融機関の資産の健全性や収益性、自己資本などについて、各年度毎の決算状況をディスクロージャー誌やインターネットのホームページにより経営内容を開示しておりますが、時として、これらの内容について、他の金融機関との比較に於ける規模や利便性など経営体力を形成する内容が劣っていると、顧客からの安心感や親密度が損なわれることにより、金融機関の評判が低下しそれが流布して、預金が大量に流出するようなリスクのことをいいます。

当金庫では、万一の風評被害に備え、「リスク管理規程」「リスク管理要領」「危機管理対応マニュアル」などに基づき風評リスクに関する管理態勢を構築しております。

■金庫の保有している「各種情報資産の保護・管理」等について

当金庫では、お客様と預金や融資などのほか各種のお取引引きをしていることから多くの個人情報等を取得し保有しておりますが、個人情報保護法等に基づく管理のほか、これらの重要な個人情報が漏洩や紛失・不正使用のないよう、常に適正に保護し適切に管理しております。

法令等遵守（コンプライアンス）体制

当金庫のコンプライアンス体制は、以下のような行動指針（倫理綱領）を基本として、「法令等を遵守することは金庫経営上の最重要課題である」としてその遵法に取り組んでおります。

即ち、コンプライアンスは法令等を遵守することに留まらず、金庫で定めている各種規程や要領を守るもののほか、地域の中小企業や住民のための金融機関としての社会的な使命のもと、地域の皆様との約束事も守ることを念頭に置きつつ営業を展開しております。

また、コンプライアンスに関する遵守状況を検証するため、理事長以下役員全員と本部部長からなる「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、その徹底状況などを確認しております。

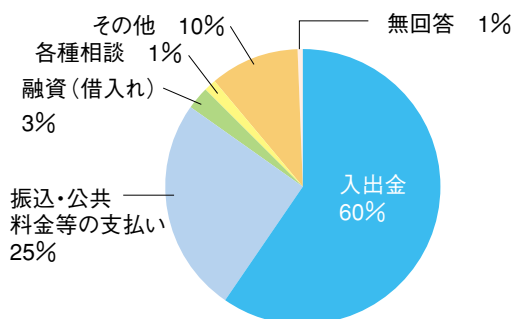
【行動指針】

- 1. 信用金庫の社会的責任と公共的使命の自覚**
相互扶助の理念に基づいた協同組織金融機関として、地域の中小企業や地域住民に必要なサービスを提供し、生活の向上と地域社会の繁栄に奉仕することを使命とする。
- 2. 自己規律とルールの遵守**
個人の日常生活やその行動において、社会規範からの逸脱（違法行為を含む）を厳しく戒め、金庫職員として軽率な行動が社会からの批判にさらされないようにする。
- 3. お客様第一主義の実践**
「お客さまあつての信用金庫」ということを常に念頭に置いて、お客様の繁栄が金庫の発展に繋がるということを強く認識して「お客さま第一主義」を実践するとともに、質の高い金融サービスの提供に心掛ける。
- 4. 反社会的勢力の排除**
反社会的勢力の不当な介入を受け入れた場合は、社会からの厳しい批判により金庫の永年の信用が失墜することは火を見るより明らかです。
日頃から「事務ミスやトラブル」が発生しないよう適正な業務に心掛けるとともに、反社会的勢力に対しては「毅然とした態度で望み、これを断固として排除」する。
- 5. 地域社会とのコミュニケーションとの調和**
金庫の経営内容や各種の経営情報等を積極的に開示し、絶えず地域とのコミュニケーションを図るとともに、広く理解と信頼を得られるように努める。また、地域貢献活動として、地域に於ける各種の行事（町会行事・祭礼・交通安全運動等）に積極的に参加することにより、地域と一体となった活動を展開して行く。コンプライアンス（法令等の遵守）の重要性を役職員全員に徹底するために「コンプライアンスマニュアル」を制定して各自に配布しているとともに、「行動指針」に基づいた行動が実践されているかなどを「コンプライアンス委員会」などで検証するとともに、これらの徹底を図るため、本部各部と全営業店に「コンプライアンス担当者」を配置して、職員一人ひとりが法令等を遵守して東栄信用金庫が健全な姿で発展するよう行動し、営業を展開しております。

第2回 お客様アンケートの結果について

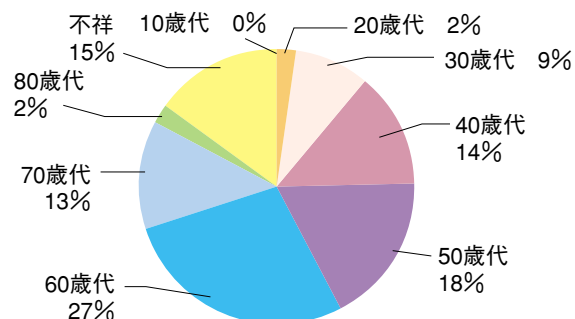
当金庫に対するお客様への満足度について、お客様のお声をお聞きしたく、平成19年3月にお客様アンケートを実施させて頂き、約500名のお客様から回答を頂きました。

◇本日の来店目的について

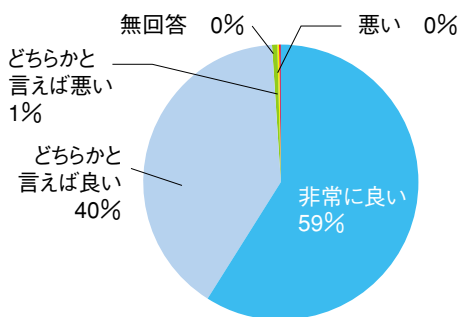


◇回答者年齢

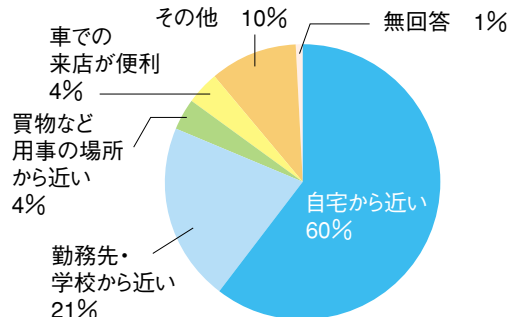
平成19年3月実施



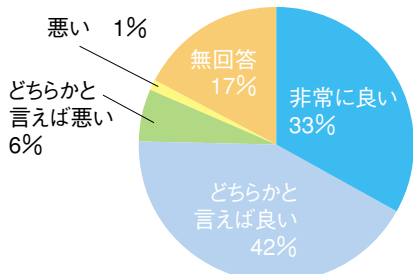
◇職員の挨拶・言葉づかい・マナーについて



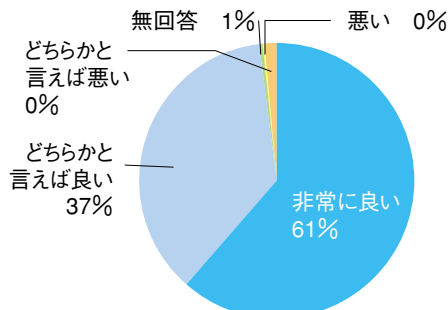
◇この店舗を選んだ理由について



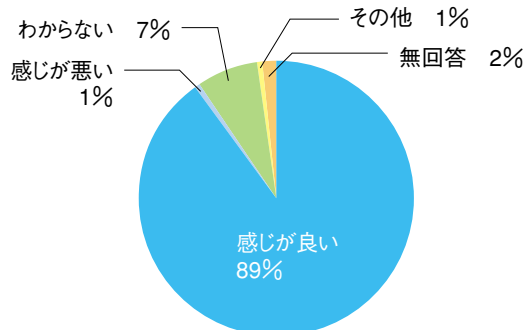
◇ATMサービスの充実(手数料・営業時間・稼働台数)について



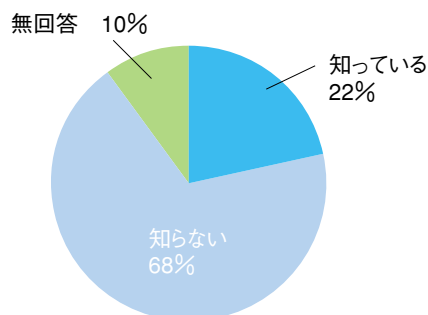
◇窓口の対応・説明・相談のわかりやすさ



◇当金庫の全体的な印象について



◇総代会制度について



ご協力頂いた皆様におかれましては、ご多忙のところお時間を頂きまして、誠にありがとうございました。

アンケート結果につきましては、謙虚に受け取め、お客様への対応や店内整備等の業務運営について改善へ向けて努力し、お客様の満足度の向上に努めてまいります。

今後も、ご不便な点やご要望がございましたら、お気軽にお申し出下さいますようお願い申し上げます。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

東栄信用金庫
理事会 御中

太陽ASG監査法人

代表社員 公認会計士 永岡 喜好 ㊟
業務執行役員 公認会計士 泉 淳一 ㊟
業務執行役員 公認会計士 泉 淳一 ㊟

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東栄信用金庫の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成18年度における貸借対照表、損益計算表及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成19年6月26日
東栄信用金庫
理事長

中里恵明 

● 経営内容	22	● 有価証券等に関する指標	34
貸借対照表	22	● リスク管理債権の状況	37
損益計算書	24	● 金融再生法開示債権	37
剰余金処分計算書	25	● 自己資本の充実状況	38
● 事業概況	27		

経営内容

● 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	67期 (17年3月末)	68期 (18年3月末)	69期 (19年3月末)
(資産の部)			
現 金	1,447,366	1,429,196	1,224,674
預 け 金	22,423,646	19,113,339	21,671,304
金 融 機 関 貸 付 等	—	—	—
金融機関貸付金	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	282,326	992,462	458,245
金 銭 の 信 託	—	—	—
有 価 証 券	30,274,945	36,314,715	35,085,048
国 債	2,036,836	4,665,220	2,221,859
地 方 債	1,776,932	2,739,921	2,741,600
社 債	20,370,725	21,454,328	21,233,738
株 式	228,500	775,945	989,915
そ の 他 の 証 券	5,861,951	6,679,298	7,897,934
貸 出 金	52,503,136	52,891,331	54,722,483
割 引 手 形	2,348,756	2,401,718	2,325,050
手 形 貸 付	1,712,568	841,630	939,900
証 書 貸 付	46,624,069	48,013,734	50,083,755
当 座 貸 越	1,817,741	1,634,248	1,373,777
そ の 他 資 産	476,002	448,700	492,385
未 決 済 為 替 貸	51,455	42,435	48,354
信 金 中 金 出 資 金	188,100	188,100	188,100
前 払 費 用	—	—	5,772
未 収 収 益	162,257	189,282	232,842
そ の 他 の 資 産	74,189	28,882	17,315
動 産 不 動 産	3,006,271	2,938,437	—
事 業 用 動 産	169,180	125,441	—
事 業 用 不 動 産	2,805,234	2,763,111	—
保 証 金 そ の 他	31,856	49,883	—
有 形 固 定 資 産	—	—	2,842,243
建 物	—	—	491,677
土 地	—	—	2,249,977
建 設 仮 勘 定	—	—	—
その他の有形固定資産	—	—	100,588
無 形 固 定 資 産	—	—	49,684
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	17,759
の れ ん	—	—	—
その他の無形固定資産	—	—	31,924
繰 延 税 金 資 産	565,087	508,485	427,003
債 務 保 証 見 返	2,681,875	2,451,159	2,151,090
貸 倒 引 当 金	△ 571,503	△ 387,381	△ 432,658
(うち個別貸倒引当金)	(△ 465,498)	(△ 283,568)	(△ 383,986)
資 産 の 部 合 計	113,089,155	116,700,445	118,691,504

*注記はP26に記載しております。

(単位：千円)

科 目	67期 (17年3月末)	68期 (18年3月末)	69期 (19年3月末)
(負債の部)			
預 金 積 金	104,247,202	106,430,883	109,424,413
当 座 預 金	2,393,203	2,353,491	2,511,277
普 通 預 金	29,233,692	30,475,656	33,116,913
貯 蓄 預 金	616,516	615,806	580,628
通 知 預 金	21,033	25,033	18,479
定 期 預 金	64,660,352	65,217,895	65,602,400
定 期 積 金	6,658,258	7,113,448	6,739,946
そ の 他 の 預 金	664,146	629,552	854,768
そ の 他 負 債	286,408	1,411,356	407,193
未 決 済 為 替 借	27,047	28,365	36,756
未 払 費 用	97,417	90,780	89,860
給 付 補 て ん 備 金	10,140	5,680	5,061
未 払 法 人 税 等	4,925	178,545	187,673
前 受 収 益	37,337	32,184	25,545
払 戻 未 済 金	—	—	—
払 戻 未 済 持 分	—	—	—
職 員 預 り 金	45,274	47,361	39,057
そ の 他 の 負 債	64,265	1,028,438	23,239
賞 与 引 当 金	37,629	55,217	58,966
退 職 給 付 引 当 金	343,180	320,732	297,665
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	40,999	54,908	68,817
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	293,670	472,818	472,818
債 務 保 証	2,681,875	2,451,159	2,151,090
負 債 の 部 合 計	107,930,966	111,197,075	112,880,965
会 員 勘 定	5,158,188	5,503,369	—
出 資 金	488,476	502,368	—
普 通 出 資 金	488,476	502,368	—
利 益 剰 余 金	4,036,572	4,252,554	—
利 益 準 備 金	454,735	488,476	—
特 別 積 立 金	2,151,334	2,151,334	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,430,501	1,612,742	—
(当 期 純 利 益)	(410,492)	(518,936)	(—)
土 地 再 評 価 差 額 金	650,608	760,207	—
株 式 等 評 価 差 額 金	△ 17,469	△ 11,761	—
処 分 未 済 持 分	—	—	—
負 債 及 び 会 員 勘 定 の 部 合 計	113,089,155	116,700,445	—
(純資産の部)			
出 資 金	—	—	513,528
普 通 出 資 金	—	—	513,528
利 益 剰 余 金	—	—	4,581,197
利 益 準 備 金	—	—	502,368
そ の 他 利 益 剰 余 金	—	—	4,078,829
特 別 積 立 金	—	—	2,201,334
(70周年記念事業積立金)	(—)	(—)	(50,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	—	—	1,877,494
処 分 未 済 持 分	—	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—	—
会 員 勘 定 合 計	—	—	5,094,726
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	—	△ 44,395
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—	760,207
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	—	—	715,812
純 資 産 の 部 合 計	—	—	5,810,538
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	—	—	118,691,504

● 損益計算書

(単位：千円)

科 目	67期(16年度)	68期(17年度)	69期(18年度)
経常収益	2,214,391	2,280,734	2,482,388
資金運用収益	1,839,282	1,910,718	2,165,616
貸出金利息	1,274,573	1,305,824	1,470,266
預け金利息	14,191	22,175	72,229
金融機関貸付等利息	—	—	—
有価証券利息配当金	539,299	562,305	605,876
その他の受入利息	11,218	20,413	17,244
役務取引等収益	173,952	171,921	172,053
受入為替手数料	111,158	109,925	111,485
その他の役務収益	62,793	61,995	60,567
その他業務収益	107,140	28,585	14,396
外国為替売買益	19	120	62
国債等債券売却益	81,126	20,805	8,799
国債等債券償還益	3,889	3,630	3,457
その他の業務収益	22,104	4,028	2,077
その他経常収益	94,016	169,509	130,321
株式等売却益	89,235	136,180	127,579
金銭の信託運用益	—	29,646	—
その他の経常収益	4,780	3,682	2,742
経常費用	1,844,794	1,732,414	1,960,570
資金調達費用	95,681	72,787	139,475
預金利息	89,532	68,311	135,923
給付補てん備金繰入額	5,884	4,224	3,336
借入金利息	—	3	—
その他の支払利息	263	248	214
役務取引等費用	82,102	89,951	94,160
支払為替手数料	32,612	31,949	32,076
その他の役務費用	49,490	58,002	62,083
その他業務費用	9,065	2,321	10,006
外国為替売買損	—	—	—
国債等債券売却損	—	—	9,152
国債等債券償還損	8,902	2,307	613
国債等債券償却	—	—	—
その他の業務費用	162	13	240
経費	1,513,808	1,555,488	1,569,811
人件費	987,611	1,023,977	1,046,256
物件費	489,020	490,245	486,892
税金	37,176	41,265	36,662
その他経常費用	144,136	11,865	147,116
貸倒引当金繰入額	—	—	48,936
貸出金償却	128,595	8,596	30,511
株式等売却損	—	1,279	17,640
株式等償却	—	—	31,810
金銭の信託運用損	—	31	17,228
その他資産償却	—	—	—
その他の経常費用	15,540	1,958	988
経常利益	369,597	548,320	521,817

(単位：千円)

科 目	67期(16年度)	68期(17年度)	69期(18年度)
特 別 利 益	230,078	250,617	98,189
固定資産処分益	—	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	31,871	68,407	98,189
その他の特別利益	198,207	182,210	—
特 別 損 失	1,515	46,538	3,522
固定資産処分損	1,515	6,333	1,100
減 損 損 失	—	40,205	—
その他の特別損失	—	—	2,421
税引前当期純利益	598,161	752,399	616,484
法人税・住民税及び事業税	1,380	176,860	191,633
法人税等調整額	186,289	56,602	81,482
当期純利益	410,492	518,936	343,368
前期繰越金	1,020,009	1,382,552	1,534,125
土地再評価差額金取崩額	—	△ 288,746	—
当期末処分剰余金	1,430,501	1,612,742	1,877,494

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額34円4銭
3. 「金融機関貸付等利息」に内訳表示されていた「金融機関貸付金利息」は「貸出金利息」に含まれております。
4. 「動産不動産処分益」は、「固定資産処分益」として表示しております。
5. 「その他の特別利益」に含めていた、「貸倒引当金戻入益」を独立科目として表示しております。
6. 「動産不動産処分損」は、「固定資産処分損」として表示しております。

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	67期(16年度)	68期(17年度)	69期(18年度)
当期末処分剰余金	1,430,501,316	1,612,742,760	1,877,494,037
前期繰越金	1,020,009,303	1,382,552,922	1,534,125,819
当期純利益	410,492,013	518,936,659	343,368,218
土地再評価取崩額	—	△ 288,746,821	—
剰余金処分額	47,948,394	78,616,941	81,321,823
利益準備金	33,740,700	13,892,000	11,160,000
普通出資に対する配当金 (配当率)	14,207,694 (年3%の割)	14,724,941 (年3%の割)	20,161,823 (年4%の割)
特別積立金	—	50,000,000	50,000,000
70周年記念事業積立金	—	50,000,000	50,000,000
次期繰越金	1,382,552,922	1,534,125,819	1,796,172,214

○平成13年度(第64期)以降の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第37条の2の規定に基づき、会計監査人 ASG監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

- 注 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 6年～47年
動産 5年～15年
- 4.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 5.外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署(自己査定委員会)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,947百万円であります。
- 7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 8.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当該企業年金制度における当金庫の年金資産(掛金拠出割合按分額)は1,756百万円であります。
- 9.役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 10.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 11.消費税および地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 12.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額170百万円
- 13.有形固定資産の減価償却累計額1,530百万円
- 14.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部、オンライン端末機及び車輜については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 15.貸出金のうち、破綻先債権額は70百万円、延滞債権額は3,128百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 16.貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 17.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は562百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 18.破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,761百万円です。
- なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 19.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,325百万円です。
- 20.担保に供している資産は次のとおりです。
- | 担保に供している資産 | 担保資産に対応する債務 |
|-------------|-------------|
| 有価証券 100百万円 | 別段預金 234百万円 |
| その他資産 5百万円 | 普通預金 7百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金1,200百万円を差し入れております。
- 21.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債勘定に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 814百万円
- 22.出資1口当たりの純資産額565円74銭
- 23.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、

「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	2,221	2,234	12	21	8
地方債	2,741	2,762	20	29	8
社債	21,233	21,211	△22	104	126
その他	7,879	7,764	△114	30	144
外国債券	7,879	7,764	△114	30	144
合計	34,076	33,972	△104	185	289

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	973	929	△44	3	48
債券	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	973	929	△44	3	48

当期において、その他有価証券で時価のある株式について30百万円減損処理を行っております。減損処理は、取得原価に対して時価の下落が50%以上の場合、及び、時価の下落が30%以上50%未満で、かつ時価の回復する見込みがあると認められない場合に行っております。

なお、上記の評価差額△44百万円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されております。

24.当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	4,822	136	26

25.時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内容	金額(百万円)
その他有価証券	78
非上場株式	60
投資事業有限責任組合出資金	18

26.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,406	16,435	7,355	—
国債	—	541	1,679	—
地方債	—	1,781	960	—
社債	2,406	14,111	4,715	—
その他	498	2,283	699	4,398
外国債券	498	2,283	699	4,398
合計	2,905	18,718	8,055	4,398

27.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,257百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,463百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28.繰延税金資産発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	金額
貸倒引当金損算入限度額超過額	741百万円
退職給付引当金損算入限度額超過額	75
減価償却超過額	69
その他	39
繰延税金資産小計	926
評価性引当額	△499
繰延税金資産合計	427

29.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「信用金庫法施行規則」(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1)「会員勘定」は「純資産の部」とし、会員勘定、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
- なお、当期末における従来の「会員勘定」の合計に相当する金額は5,810百万円です。
- (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「特別積立金」及び「当期末処分剰余金」は、「その他利益剰余金」に内訳表示しております。
- (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4)「金融機関貸付等」に内訳表示されていた「金融機関貸付金」は、「貸出金」に含まれております。また、「買入手形」、「コールローン」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」は、大科目として表示しております。
- (5)「不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。①これにより、従来の「動産不動産」中の「事業用不動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」として、「事業用動産」「所有動産不動産」は、「その他有形固定資産」として区分表示し、「建設仮勘定」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。②「動産不動産」中の「保証金その他」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

直近の事業年度における事業の概況

●事業方針

新中期3ヶ年経営計画「とうえい エスポワール21」の初年度にあたり、経営理念として、「協同組織金融機関として、自主独立路線を堅持し、リレーションシップによる地域密着型経営に徹し、お客様よし、金庫よし、地域社会よし、の三方よしの好循環経営の実践」を掲げました。そのための基本方針として、①課題解決型金融の強化、②協同組織型金融の浸透、③持続可能で安定的な収益を確保する経営の三項目を定め、「地域社会発展の架け橋になるために」中心的な役割を果たし、顧客満足度の高い、「地域のお客様から信頼される堅実な金庫」を目指し、「より強固な経営基盤の確立」と「経営体質の強化」を図るべく従業員全員が総力を挙げて取り組みました。

●金融経済環境

日本経済は、個人消費の伸びに減速の動きが見られましたが、設備投資や輸出の増加に支えられ緩やかな景気回復が続きました。大企業では好業績が目立ち、過去最高益を計上する企業も増加しました。地価についても、三大都市圏や地方中心都市では上昇に転じました。これらを受け平成18年7月には日銀によるゼロ金利政策が解除され、平成19年2月には再利上げも行われました。しかしながら、景気回復の影響は、中小企業など規模が小さくはなるほど小さく、中小企業の実態はいまだ低迷基調にあります。地価についても、大都市圏や地方中心都市を除く地方では下落率は縮小傾向にあるものの下落が続いているなど、相変わらず大企業と中小企業、大都市圏と地方といった二極化現象が残りました。経済指標は景気回復を示しておりますが、中小企業には引き続き厳しい経営環境が続きました。

●業績

預金 普通預金については、年金受給口座の獲得に努め年金受給者の振込金が着実に増加したことなどから前年度比26億41百万円増加しました。定期預金でも個人向け小口定期預金の推進を積極的に行ったことから前年度比3億84百万円増加しました。その結果、年度末預金残高は前年度末に比べ29億93百万円増加し、1,094億24百万円となりました。

融資 貸出金は、地域のお客様のニーズにお応えすべく、各種制度融資、住宅ローン、消費者ローンの積極的な推進活動を行いました。その結果、事業資金の需要低迷や同業者間の激しい金利競争などがありましたが、年度末残高は、前年度比18億31百万円増加し、547億22百万円となりました。しかし、年度後半での伸びが高かったため期中平均残高では、前年度比4億75百万円増加の524億49百万円と微増にとどまりました。

損益 資金運用収益は、市場金利の上昇による貸出金利回りの上昇と期中平均残高の増加により、貸出金利息が前年度比1億64百万円増加、また、預け金利息は、市場金利の上昇により利回りが上昇し、前年度比50百万円増加、その他、有価証券運用額の増加により有価証券利息配当金が前年度比43百万円増加したことなどから合計で前年度比2億54百万円増加し、21億65百万円となりました。役員取引等収益は前年度とほぼ同額の1億72百万円となり、その他業務収益は、国債等債券売却益が前年度比12百万円減少したこと等により、前年度比14百万円減少の14百万円となりました。その他経常収益は、株式等売却益が前年度比8百万円減少し1億27百万円となり、金銭の信託が今年度は運用損となったこと等から、前年度比39百万円減少し1億30百万円となりました。以上により経常収益は、前年度比2億1百万円増加し24億82百万円となりました。

一方、資金調達費用は、預金利回りの上昇から前年度比66百万円増加し、1億39百万円となりました。役員取引等費用は、前年度比4百万

円増加し94百万円となり、その他業務費用は、国債等債券売却損を9百万円計上したこと等により前年度比7百万円増加し10百万円となりました。

経費については、人件費が前年度に比べ22百万円増加、一方、物件費は3百万円減少、税金も4百万円減少し経費全体では14百万円増加の15億69百万円となりました。

その他経常費用では、貸倒引当金を保守的に引き当てたことにより、個別貸倒引当金繰入額が1億4百万円となり、一般貸倒引当金が55百万円の戻りとなったため、差し引き貸倒引当金繰入額が48百万円となり、その他、貸出金償却30百万円、株式等売却損17百万円、株式等償却31百万円、金銭の信託運用損17百万円を計上し、合計で147百万円となりました。以上により経常費用は前年度比2億28百万円増加し19億60百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年度比26百万円減少し5億21百万円となりました。

これに特別利益の償却債権取立益98百万円、固定資産処分損等の特別損失を3百万円計上した税引前当期純利益は6億16百万円となり、法人税、住民税及び事業税1億91百万円、繰延税金資産を取り崩すための法人税等調整額81百万円を計上した結果、当期純利益は3億43百万円となりました。

なお、本業での利益を表す業務純益は、前年度比2億3百万円増加し6億8百万円となっております。

●事業の展望

平成19年度の日本経済の先行きは、緩やかな景気回復が続いていくものと予想されますが、米国景気の減速や急激な金利上昇などによる景気回復の鈍化、消費低迷など不透明要因も散見されます。また、大企業の好景気の影響が中小零細企業に及ぶまでにはなお時間がかかるものと予想されます。このような状況のなかにおいて、金融、経済環境は大きく変革するとともに今後とも厳しい経営環境が想定されます。当金庫は地域経済の構造変化に対応するため、金融サービス業として生まれ変わり、一層の経営体質強化とお客様のニーズの変化に積極的な対応を図り、お客様から信頼される金庫となるよう努めてまいります。

●当金庫が対処すべき課題

平成20年9月に創立70周年を迎えます。今年度は中期3ヶ年経営計画「エスポワール21」の中間年度として、多くの経営課題が山積しておりますが、これらに積極的に取り組み、課題解決を通じて、信用金庫の使命と当金庫の基本方針の達成に努めてまいります。

- ①協同組織金融機関の見直し論への対応
- ②リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の機能強化
- ③コンプライアンス（法令遵守）態勢の強化
- ④リスク管理態勢の強化とガバナンス（企業統治）の向上
- ⑤経営体質の強化と競争力の向上
- ⑥郵政民営化対策
- ⑦バーゼルⅡへの適切な対応
- ⑧金融評定制度開始に伴う態勢の整備
- ⑨地域活性化しんきん運動推進と社会貢献活動の実施
- ⑩「感性」豊かな人材の育成

●最近5年間の主要な経営指標の推移

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益 (千円)	2,204,948	2,460,344	2,214,391	2,280,734	2,482,388
経常利益 (又は経常損失(△)) (千円)	△ 242,557	421,254	369,597	548,320	521,817
当期純利益 (又は当期純損失(△)) (千円)	△ 238,229	263,664	410,492	518,936	343,368
出資総額 (百万円)	450	454	488	502	513
出資総口数 (千口)	9,002	9,094	9,769	10,047	10,270
純資産額 (百万円)	4,350	4,765	5,158	5,503	5,810
総資産額 (百万円)	106,196	108,044	110,407	114,249	116,540
預金積金残高 (百万円)	100,636	102,164	104,247	106,430	109,424
貸出金残高 (百万円)	53,169	50,204	52,503	52,891	54,722
有価証券残高 (百万円)	29,928	27,508	30,274	36,314	35,085
単体自己資本比率 (%)	8.38	8.41	8.37	8.66	8.78
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0
職員数 (人)	153	146	145	149	155

(注)1.総資産額については、貸借対照表の資産の合計から債務保証見返を控除して計上しております。

● 業務純益、業務粗利益

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業務純益	447,582	404,975	608,420
資金運用収支(資金利益)	1,743,601	1,838,096	2,026,141
資金運用収益	1,839,282	1,910,718	2,165,616
資金調達費用	95,681	72,622	139,475
役務取引等収支	91,849	81,969	77,893
役務取引等収益	173,952	171,921	172,053
役務取引等費用	82,102	89,951	94,160
その他業務収支	98,075	26,264	4,389
その他業務収益	107,140	28,585	14,396
その他業務費用	9,065	2,321	10,006
業務粗利益	1,933,525	1,946,329	2,109,043
業務粗利益率	1.86%	1.86%	1.95%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 利益率

(単位：%)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総資産経常利益率	0.34	0.49	0.45
総資産当期純利益率	0.38	0.46	0.30

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● その他業務利益の内訳

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度
その他業務収益	28,585	14,396
外国為替売買益	120	62
国債等債券売却益	20,805	8,799
国債等債券償還益	3,630	3,457
その他の業務収益	4,028	2,077
その他業務費用	2,321	10,006
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	9,152
国債等債券償還損	2,307	613
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	13	240
その他業務利益	26,264	4,389

●経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度
人件費	1,023,977	1,046,256
報酬給料手当	812,360	839,433
退職給付費用	91,409	96,562
その他	120,207	110,260
物件費	490,245	486,892
事務費	197,618	193,730
うち旅費・交通費	2,090	2,266
うち通信費	21,918	25,112
うち事務機械賃借料	4,501	6,310
うち事務委託費	115,692	108,848
固定資産費	64,926	67,236
うち土地建物賃借料	1,677	1,677
うち保全管理費	48,544	49,224
事業費	54,317	57,116
うち広告宣伝費	16,852	17,314
うち交際費・寄贈費・諸会費※	33,982	29,716
人事厚生費	11,325	13,814
減価償却費	77,233	70,015
その他(預金保険料)	84,823	84,980
税金	41,265	36,662
合計	1,555,488	1,569,811

※地域社会団体等に対する無償の利益供与が含まれております。

●資金運用収支の内訳

区分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
資金運用勘定	104,487	107,646	1,910,718	2,165,616	1.82	2.01
うち貸出金	51,973	52,449	1,305,824	1,470,266	2.51	2.80
うち預け金	19,127	19,392	22,175	72,229	0.11	0.37
うち金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
うち買入金銭債権	876	597	12,887	9,720	1.46	1.62
うち有価証券	32,320	35,019	562,305	605,876	1.73	1.73
資金調達勘定	104,039	106,165	72,622	138,855	0.06	0.13
うち預金積金	104,264	106,597	72,535	139,260	0.06	0.13
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成17年度1,150百万円、平成18年度718百万円)及び金銭の信託の平均残高(平成17年度275百万円、平成18年度476百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託見合額の平均残高(平成17年度275百万円、平成18年度476百万円)、及び金銭の信託見合費用(平成17年度165千円、平成18年度619千円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●利鞘

(単位：%)

区分	平成17年度	平成18年度
資金運用利回	1.82	2.01
資金調達原価率	1.55	1.59
総資金利鞘	0.27	0.42

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成17年度			平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	16,978	54,457	71,435	59,121	195,776	254,897
うち貸出金	47,435	△16,184	31,250	12,057	152,384	164,441
うち預け金	△1,856	9,839	7,983	311	49,742	50,054
うち金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
うち買入金銭債権	9,009	185	9,195	△4,780	1,613	△3,166
うち有価証券	37,353	△14,346	23,006	46,666	△3,096	43,570
支 払 利 息	2,269	△25,162	△22,893	1,516	65,171	66,687
うち預金積金	2,540	△25,422	△22,881	1,658	65,066	66,725
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2.国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	32,130	30.8	34,150	32.0
定 期 性 預 金	71,720	68.8	72,031	67.6
そ の 他 の 預 金	413	0.4	416	0.4
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	104,264	100.0	106,597	100.0

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
3.その他の預金＝別段預金＋納税準備預金
4.国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 定期預金残高

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
定 期 預 金	65,217	65,602
固定金利定期預金	65,212	63,855
変動金利定期預金	—	1,745
そ の 他	5	2

● 預金者別残高と構成比

(単位：百万円・%)

項 目	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	88,498	84.9	91,647	86.1	93,552	85.4
法 人	15,748	15.1	14,783	13.9	15,871	14.5
うち一般法人	13,831	13.3	13,129	12.3	14,302	13.0
うち金融機関	662	0.6	636	0.6	693	0.6
うち公 金	1,254	1.2	1,017	1.0	875	0.7
合 計	104,247	100.0	106,430	100.0	109,424	100.0

● 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度
財形貯蓄	4,822	4,567

● 1店舗および役職員1人当たり預金残高

(単位：百万円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1店舗当たり預金残高	10,424	10,643	10,942
1人当たり預金残高	681	677	671

● 1店舗および役職員1人当たり貸出金残高

(単位：百万円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1店舗当たり貸出金残高	5,250	5,289	5,472
1人当たり貸出金残高	343	336	335

● 貸出金科目別平均残高と構成比

(単位：百万円・%)

科目	平成17年度		平成18年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,318	4.5	2,211	4.2
手形貸付	1,171	2.3	941	1.7
証書貸付	46,791	90.0	47,956	91.4
当座貸越	1,691	3.2	1,339	2.5
合計	51,973	100.0	52,449	100.0

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

項目	平成17年度	平成18年度
貸出金	52,891	54,722
変動金利	31,018	29,162
固定金利	21,873	25,560

● 貸出金の担保内訳と構成比

(単位：百万円・%)

種類	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3,771	7.2	3,108	5.8	2,534	4.6
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	27,280	52.0	27,322	51.7	33,355	60.9
信用保証協会・信用保険	11,448	21.8	12,721	24.1	7,377	13.5
保証	1,978	3.8	2,096	4.0	7,583	13.9
信用	8,024	15.2	7,642	14.4	3,870	7.1
その他	—	—	—	—	—	—
合計	52,503	100.0	52,891	100.0	54,722	100.0

● 貸出金資金用途別残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	31,537	59.6	32,221	58.9
運 転 資 金	21,354	40.4	22,501	41.1
合 計	52,891	100.0	54,722	100.0

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
消 費 者 ロ ー ン	1,096	910	1,500
住 宅 ロ ー ン	13,567	13,920	13,956

● 代理貸付残高の内訳と構成比

(単位：百万円・%)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	2,551	43.5	2,356	32.5	2,081	31.1
国 民 生 活 金 融 公 庫	249	4.3	188	2.6	151	2.3
中 小 企 業 金 融 公 庫	25	0.4	20	0.3	10	0.1
住 宅 金 融 公 庫	3,012	51.3	4,654	64.2	4,417	66.2
年 金 資 金 運 用 基 金	8	0.1	8	0.1	8	0.1
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	24	0.4	26	0.3	14	0.2
合 計	5,871	100.0	7,254	100.0	6,682	100.0

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

担保の種類	平成17年度	平成18年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	1
不 動 産	2,255	1,985
小 計	2,255	1,986
信用保証協会・信用保険	48	46
信 用	147	117
合 計	2,451	2,151

● 貸出金業種別内訳と構成比

(単位：百万円・%)

業種区分	平成17年度			平成18年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	345	5,594	10.6	330	5,915	10.8
農業	4	230	0.4	2	211	0.3
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	1	6	0.0	1	5	0.0
鉱業	1	3	0.0	1	3	0.0
建設業	295	6,128	11.6	295	5,863	10.7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	13	0.0	4	25	0.0
運輸業	53	881	1.7	49	1,084	1.9
卸売業、小売業	172	2,356	4.5	175	2,506	4.5
金融・保険業	11	943	1.8	10	879	1.6
不動産業	153	10,504	19.8	154	11,624	21.2
各種サービス業	205	3,427	6.5	196	3,033	5.5
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	3,248	22,800	43.1	3,177	23,569	43.0
合計	4,491	52,891	100.0	4,394	54,722	100.0
(会 員)	3,203	51,661	97.7	3,201	53,152	97.1
(会 員 外)	1,288	1,230	2.3	1,193	1,570	2.9

(注) 不動産業には、地方公共団体の外郭団体である土地開発公社も含んでおります。

● 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成17年度	106	103	—	106
	平成18年度	103	48	—	103
個別貸倒引当金	平成17年度	486	283	1	484
	平成18年度	283	383	3	279
合 計	平成17年度	592	387	1	387
	平成18年度	387	432	3	383

● 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
貸出金償却額	8	30

● 預貸率

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
貸出金(期末残高)…(A)	52,891	54,722
預金(期末残高)…(B)	106,430	109,424
預貸率	(A/B)	49.69%
	期中平均	49.84%
		50.00%
		49.20%

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 商品有価証券

(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券)

お取扱いはございません。

● 有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類		平成17年度	平成18年度
国	債	2,587	3,167
地 方	債	2,155	2,739
短 期 社	債	—	—
社	債	21,027	21,278
株	式	656	683
外 国 証 券		5,888	7,136
そ の 他 の 証 券		4	13
計		32,320	35,019

● 売買目的有価証券

お取扱いはございません。

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成17年度					平成18年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	2,221	2,204	△17	12	29	2,221	2,234	12	21	8
地 方 債	2,739	2,743	3	31	27	2,741	2,762	20	29	8
社 債	21,454	21,241	△213	100	313	21,233	21,211	△ 22	104	126
そ の 他	6,667	6,478	△189	35	224	7,879	7,764	△ 114	30	144
外国債券	6,667	6,478	△189	35	224	7,879	7,764	△ 114	30	144
合 計	33,082	32,667	△415	180	596	34,076	33,972	△ 104	185	289

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成17年度					平成18年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価 差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価 差額	うち益	うち損
株 式	702	715	12	34	21	973	929	△44	3	48
債 券	2,468	2,443	△24	—	24	—	—	—	—	—
国 債	2,468	2,443	△24	—	24	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,170	3,159	△11	34	46	973	929	△44	3	48

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

● 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	平成17年度	平成18年度
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式	—	—
その他有価証券	72	78
非上場外国証券	—	—
非上場株式	60	60
投資事業有限責任組合出資金	12	18

● 有価証券の残存期間別残高

平成17年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	—	499	990	42	3,132	—	—	4,665
地方債	—	201	1,277	633	627	—	—	2,739
社債	2,105	5,662	7,767	2,999	2,919	—	—	21,454
株式	—	—	—	—	—	—	775	775
外国証券	—	970	799	—	699	3,300	898	6,667
その他の証券	—	—	—	—	—	—	12	12

平成18年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	—	499	42	31	1,648	—	—	2,221
地方債	—	1,281	499	333	627	—	—	2,741
社債	2,406	8,290	5,821	1,591	3,123	—	—	21,233
株式	—	—	—	—	—	—	989	989
外国証券	498	985	1,297	400	299	3,500	898	7,879
その他の証券	—	—	—	—	—	—	18	18

● 預証率

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
有価証券(期末残高)…(A)	36,314	35,085
預 金(期末残高)…(B)	106,430	109,424
預証率	(A/B)	34.12%
	期中平均	30.99%
		32.85%

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 公共債引受額

(単位：百万円)

種 類		平成16年度	平成17年度	平成18年度
国	債	105	67	—
地 方	債	—	—	—
政 府 保 証	債	115	104	113
合	計	220	171	113

● 公共債窓販実績

(単位：百万円)

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公 共 債 窓 販 実 績	29	69	65

● 内国為替取扱実績

(単位：百万円・件)

区 分			平成16年度		平成17年度		平成18年度	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込	件 数		168,183	147,454	166,996	149,842	168,874	153,548
	金 額		87,250	72,112	92,768	75,228	86,531	84,613
代金取立	件 数		2,919	1,198	3,004	1,314	2,702	1,179
	金 額		2,762	1,792	3,109	2,319	2,916	2,463

● 会員数

(単位：人)

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
会 員 数	11,153	11,641	12,010

● 規則第102条の第1項第5号に掲げる取引

金融先物取引等 お取扱いはございません。

金融等デリバティブ取引 お取扱いはございません。

先物外国為替取引 お取扱いはございません。

有価証券店頭デリバティブ取引・
有価証券指数等先物取引・
有価証券オプション取引又は
外国市場証券先物取引 お取扱いはございません。

有価証券先物取引
外国有価証券市場における
有価証券先物取引と類似の取引 お取扱いはございません。

● 金銭の信託関係

平成19年3月31日現在では残高はございませんが、期中において5億円を金銭の信託として運用しております。

● リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円・%)

区分		残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成17年度	81	81	—	100.00
	平成18年度	70	70	—	100.00
延滞債権	平成17年度	2,665	2,010	283	86.07
	平成18年度	3,128	2,526	380	92.94
3カ月以上延滞債権	平成17年度	20	18	0	90.70
	平成18年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成17年度	334	240	6	73.93
	平成18年度	562	362	13	66.89
合計	平成17年度	3,102	2,351	290	85.15
	平成18年度	3,761	2,960	394	89.18

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円・%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等 による回収見 込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
金融再生法上の不良債権	平成17年度	3,152	2,675	2,384	290	84.86	37.84
	平成18年度	3,787	3,374	2,976	397	89.08	49.03
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成17年度	1,137	1,137	1,051	85	100.00	100.00
	平成18年度	1,134	1,134	1,063	71	100.00	100.00
危険債権	平成17年度	1,659	1,271	1,074	197	76.62	33.74
	平成18年度	2,089	1,862	1,549	312	89.13	57.94
要管理債権	平成17年度	355	265	258	6	74.89	7.24
	平成18年度	562	376	362	13	66.89	6.92
正常債権	平成17年度	52,247					
	平成18年度	53,150					
合計	平成17年度	55,399					
	平成18年度	56,938					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成18年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

自己資本の構成状況

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	502	513
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	502	513
特別積立金	2,201	2,251
次期繰越金	1,534	1,796
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	11	44
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 (A)	4,728	5,030
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	554	554
一般貸倒引当金	103	48
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目 (B)	658	603
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	5,387	5,633
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	416	416
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	350	350
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	416	416
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	5,387	5,633
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	60,663	58,855
オフ・バランス取引項目	1,529	1,604
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	—	3,680
リスク・アセット等計 (F)	62,193	64,139
単体 Tier 1 比率 (A / F)	7.60%	7.84%
単体自己資本比率 (E / F)	8.66%	8.78%

自己資本の構成状況

自己資本比率は、平成18年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。また、平成17年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●自己資本の充実度に関する事項

自己資本充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	60,459	2,418
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	60,459	2,418
(i) ソブリン向け	40	1
(ii) 金融機関向け	6,500	260
(iii) 法人等向け	26,386	1,055
(iv) 中小企業等・個人向け	7,507	300
(v) 抵当権付住宅ローン	4,302	172
(vi) 不動産取得等事業向け	9,922	396
(vii) 三月以上延滞等	998	39
②証券化エクスポージャー	—	—
③その他	4,799	191
ロ. オペレーショナル・リスク	3,680	147
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	64,139	2,565

（注）1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

7. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に報告態勢を整備しております。

また、将来、予想される損失については法令等に基づき適切に厳格な引当を実施して万一に備えています。引当の計上方法は将来において平均的に発生しうる損失に備え計上する一般貸倒引当金及び正常債権等以外の債権に対して計上する個別貸倒引当金があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っています。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し貸倒引当金として計上しています。一方、個別貸倒引当金は過去の貸倒実績率をもとにご融資先毎に予想損失額（未保全額が一定額以上の債務者についてはキャッシュフロー法による回収可能額を控除した額）を算出し貸倒引当金として計上しています。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー 18年度
	18年度	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 18年度	債券 18年度	デリバティブ 取引 18年度	
製造業	13,988	6,369	6,990	—	59
農業	239	239	—	—	—
林業	0	—	—	—	—
漁業	5	5	—	—	—
鉱業	3	3	—	—	—
建設業	6,726	6,120	606	—	104
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—
情報通信業	730	25	701	—	—
運輸業	3,326	1,122	2,204	—	6
卸売業、小売業	4,150	2,786	1,304	—	43
金融・保険業	34,441	901	11,187	—	100
不動産業	14,007	1,264	1,100	—	229
各種サービス	3,848	3,572	198	—	233
国・地方公共団体等	9,782	—	9,782	—	—
個人	23,084	23,084	—	—	196
その他	4,809	—	—	—	—
業種別合計	119,138	56,869	34,076	—	973
1年以下	10,807	4,317	2,905	—	—
1年超3年以下	18,985	1,929	11,056	—	—
3年超5年以下	11,098	3,437	7,661	—	—
5年超7年以下	6,416	3,862	2,355	—	—
7年超10年以下	9,077	3,178	5,699	—	—
10年超	42,273	38,773	3,500	—	—
期間の定めのないもの	20,481	1,373	898	—	—
残存期間別合計	119,138	56,869	34,076	—	—

- （注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部について業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
 4. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

33ページの「貸倒引当金内訳」と同様です。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	内訳	個別貸倒引当金				貸出金償却	
		期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高
				目的使用	その他		
18年度	18年度	18年度	18年度	18年度	18年度		
製造業		8	17	—	8	17	—
農業		—	—	—	—	—	—
林業		—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—	—	—
建設業		64	49	—	64	49	8
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業		—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業		—	—	—	—	—	—
金融・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業		128	261	—	128	261	20
各種サービス		20	15	—	20	15	—
国・地方公共団体等		—	—	—	—	—	—
個人		60	39	3	57	39	4
合計		283	383	3	279	383	34

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー
 - 格付投資情報センター(R&I)
 - 日本格付研究所(JCR)
 - ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
 - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
- ・中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
- ・金融機関向けエクスポージャー
- ・カントリー・リスク・スコア

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	平成18年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	20,727
10%	—	7,033
20%	1,467	16,939
35%	—	12,118
50%	1	435
75%	—	10,963
100%	18,771	30,158
150%	100	420
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	119,138	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱、および適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府関係機関保証と同様、新銀行東京は金融機関向けエクスポージャーとして、社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
	18年度	18年度	18年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,469	9,076	—
①ソブリン向け	—	1,610	—
②金融機関向け	—	—	—
③法人等向け	1,072	2,778	—
④中小企業等・個人向け	1,390	4,091	—
⑤抵当権付住宅ローン	5	465	—
⑥不動産取得等事業向け	1	—	—
⑦三月以上延滞等	—	130	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

●出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他信金中央金庫等への出資金が該当します。そのうち、上場株式にかかるリスクの認識につきましては、時価評価によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会等へ報告しております。

一方、非上場株式、その他信金中央金庫等への出資金に関しましては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「自己査定規程」、「引当・償却規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				その他有価証券で時価のないもの	
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上 場 株 式	平成17年度	—	—	702	715	12	34	21	—
	平成18年度	—	—	973	929	△44	3	48	—
非上場株式等	平成17年度	—	—	—	—	—	—	—	260
	平成18年度	—	—	—	—	—	—	—	267
合 計	平成17年度	—	—	702	715	12	34	21	260
	平成18年度	—	—	973	929	△44	3	48	267

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー		売却額	売却益	売却損	株式等償却
		平成17年度	1,853	136	—
平成18年度	1,560	127	17	31	

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)

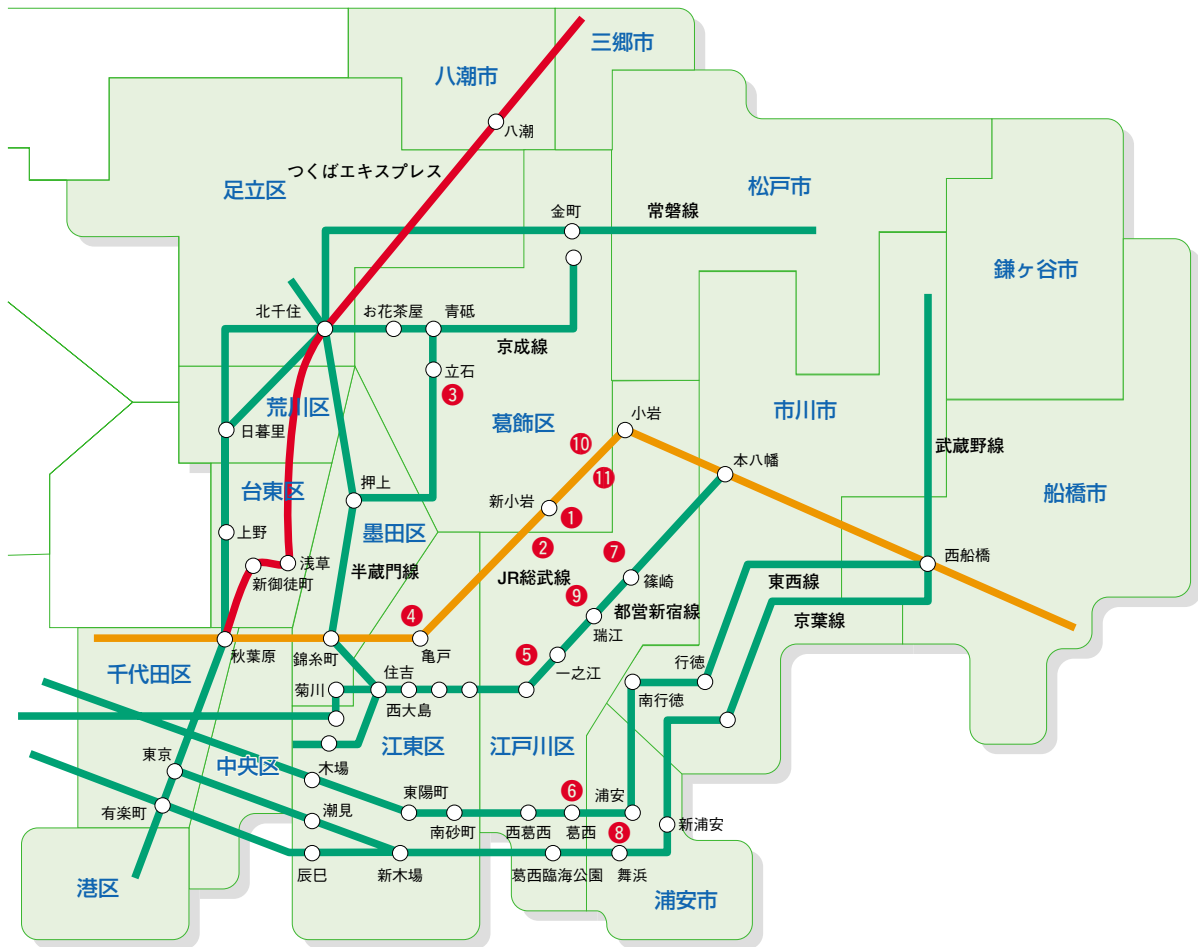
区 分	運用勘定	区 分	調達勘定
	金利リスク量 平成18年度		金利リスク量 平成18年度
貸出金	867	定期性預金	671
有価証券等	1,082	要求払預金	397
預け金	139	その他	—
コールローン等	—	調達勘定合計	1,068
その他	19		
運用勘定合計	2,107		
銀行勘定の金利リスク	1,039		

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値により計測される金利リスク量）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を1～3年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク(1,039百万円)＝運用勘定の金利リスク量(2,107百万円)＋調達勘定の金利リスク量(－1,068百万円)
4. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

算定の前提

計測手法	金利ラダー方式	
コア預金	対 象	流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
	算定方法	① 過去5年の最低残高、② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、 ③ 現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満 期	3年以内(平均2.5年)
金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他金利に感応する資産・負債	
金利ショック幅	99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値	
リスク計測の頻度	3月、6月、9月、12月の3ヶ月毎	

ネットワーク



● 店舗一覧

店番	店名	住所	電話番号	貸金庫	外貨両替	スポーツ振興くじ (toto)	ATM			両替機
							平日	土曜日	日曜日	
① 090	本部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-5607-1121							
① 001	本店営業部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-3653-3111	◆	Ⓢ	toto	★	●	◎	■
	松島出張所	〒132-0031 江戸川区松島4-40-3	03-5607-5001		Ⓢ		★	●	◎	
③ 002	立石支店	〒124-0012 葛飾区立石1-17-12	03-3692-4811		Ⓢ		★	●		■
④ 003	亀戸支店	〒136-0071 江東区亀戸3-46-17	03-3684-1111		Ⓢ	toto	★	●		
⑤ 004	江戸川支店	〒132-0024 江戸川区一之江7-29-7	03-3652-4821		Ⓢ		★	●		
⑥ 005	葛西支店	〒134-0084 江戸川区東葛西5-45-3	03-3680-3521		Ⓢ		★	●		
⑦ 006	篠崎支店	〒133-0061 江戸川区篠崎町1-260-2	03-3678-2111		Ⓢ		★	●		
⑧ 007	浦安支店	〒279-0041 浦安市堀江2-29-6	047-352-1111		Ⓢ		★	●		
⑨ 008	新堀支店	〒132-0001 江戸川区新堀2-16-16	03-3677-4911		Ⓢ		★	●		
⑩ 009	奥戸支店	〒124-0022 葛飾区奥戸4-14-12	03-5670-6111	◆	Ⓢ		★	●		
⑪ 010	本一色支店	〒133-0044 江戸川区本一色3-24-16	03-5662-2111	◆	Ⓢ		★	●		

● 外貨両替

- Ⓢ ……外貨両替取扱店
- Ⓢ ……外貨両替取次店

● スポーツ振興くじ (toto)

サッカーくじの当せん金の払戻しを本店営業部、亀戸支店にて行っています。

ATMご利用時間

	当金庫カード	他金庫カード
平日	8:30~19:00	8:30~19:00
土曜日	8:30~17:00	8:30~17:00
日曜日	9:00~17:00	9:00~17:00
祝休日	9:00~17:00	9:00~17:00



本部

〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8
Tel.03-5607-1121
Fax.03-5607-1530

本店営業部

〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8
Tel.03-3653-3111
Fax.03-5607-6577

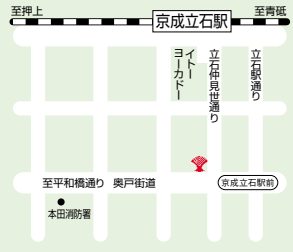
松島出張所

〒132-0031 江戸川区松島4-40-3
Tel.03-5607-5001
Fax.03-5607-5004



立石支店

〒124-0012 葛飾区立石1-17-12
Tel.03-3692-4811 Fax.03-3696-9659



亀戸支店

〒136-0071 江東区亀戸3-46-17
Tel.03-3684-1111 Fax.03-3684-1115



江戸川支店

〒132-0024 江戸川区一之江7-29-7
Tel.03-3652-4821 Fax.03-3674-7062



葛西支店

〒134-0084 江戸川区東葛西5-45-3
Tel.03-3680-3521 Fax.03-3869-4761



篠崎支店

〒133-0061 江戸川区篠崎町1-260-2
Tel.03-3678-2111 Fax.03-3698-5943



浦安支店

〒279-0041 浦安市堀江2-29-6
Tel.047-352-1111 Fax.047-351-0262



新堀支店

〒132-0001 江戸川区新堀2-16-16
Tel.03-3677-4911 Fax.03-3677-4915



奥戸支店

〒124-0022 葛飾区奥戸4-14-12
Tel.03-5670-6111 Fax.03-5670-6114



本一色支店

〒133-0044 江戸川区本一色3-24-16
Tel.03-5662-2111 Fax.03-5662-2120



沿革

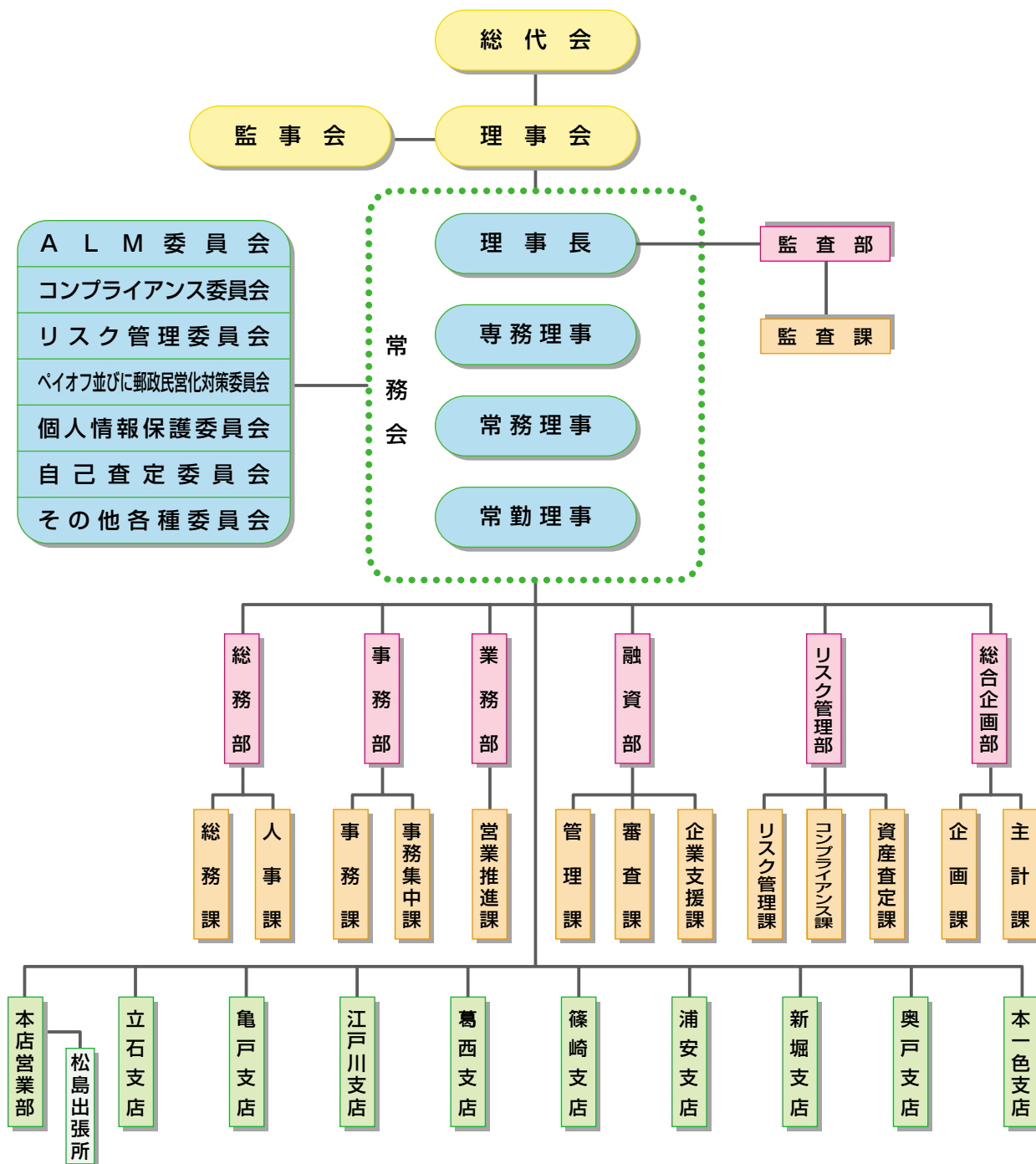
昭和

13年 9月 8日 産業組合法により有限責任下小松信用組合設立 初代組合長 佐藤 重
葛飾区下小松 1402 番地へ事務所をおく
17年 3月 10日 事務所を葛飾区下小松町 1429 番地へ新築移転（現在地）
23年 4月 29日 第2代組合長 佐藤栄太郎就任
24年 4月 9日 市街地信用組合法により下小松信用組合に改組
27年 5月 15日 信用金庫法制定により東栄信用金庫に改組
初代理事長 佐藤栄太郎就任
5月 15日 立石支店開店
28年 7月 5日 第2代理事長 酒井良治就任
30年 1月 20日 亀戸支店開店
7月 25日 国民金融公庫と代理業務契約
31年 12月 10日 中小企業金融公庫と代理業務契約
34年 2月 16日 全国信用金庫連合会と代理業務契約
10月 31日 中小企業退職金共済事業団と代理業務契約
37年 5月 17日 第3代理事長 張替倉吉就任
9月 17日 江戸川支店開店
40年 6月 28日 葛西支店開店
11月 29日 新本店建築 営業開始
12月 1日 中小企業事業団と代理業務契約
43年 2月 1日 環境衛生金融公庫と代理業務契約
44年 5月 24日 第4代理事長 岩楯重銚就任
49年 10月 17日 篠崎支店開店

49年 12月 15日 日本銀行当座取引開始
50年 11月 25日 日本銀行歳入代理店に指定
51年 11月 29日 浦安支店開店
54年 4月 1日 住宅金融公庫と代理業務契約
59年 5月 14日 第5代理事長 大野 満就任
12月 1日 証券業務取扱開始
62年 12月 10日 新堀支店開店
平成
3年 12月 24日 本店営業部松島出張所開店
4年 2月 26日 奥戸支店開店
5年 12月 13日 本一色支店開店
6年 1月 17日 FAXOCR 為替本部集中処理開始
7年 6月 6日 東京都信用金庫健康保険組合の理事長に大野満理事長就任
8年 9月 6日 東栄しんきん通り会誕生
9年 5月 9日 大野理事長、勲5等瑞宝章受章
11年 6月 23日 第6代理事長 柴田幸孝就任
12年 3月 6日 デビットカードサービス取扱開始
12月 4日 しんきんゼロネット取扱開始
13年 1月 10日 テレホンバンキング共同システム導入
3月 5日 サッカーくじ払戻業務 2店舗で開始
4月 2日 城東地区6信金（足立・亀有・小岩・小松川・成和・東栄）の業務提携（Σバンクグループ発表）※現在は4金庫
4月 2日 損害保険窓口販売業務取扱開始
14年 10月 1日 生命保険窓口販売業務取扱開始
16年 6月 21日 第7代理事長 小川恒明就任
19年 9月 6日 インターネットバンキング取扱開始
19年 6月 21日 第8代理事長 中里恵明就任

組織図

(平成19年6月末現在)



理事・監事の氏名及び役職名 (平成19年6月末現在)

理事長(代表理事) 中里 恵明	常勤理事(リスク管理部長) 木内 秀男	常勤監事 石井 孝
常務理事(代表理事) 柳谷 勝弘	常勤理事(本店営業部長・総合企画部長) 林 正男	非常勤監事 大塚 恒夫
常務理事(代表理事) 山本 寛	常勤理事(業務部長) 畠中 民雄	員外監事 鈴木 芳徳

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	46
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	46
(3) 事務所の名称及び所在地	44～45
2 金庫の主要な事業の内容	10～11
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	27
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	27
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務純益、業務粗利益及び業務粗利益率	28
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	28
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利鞘	29
エ. 受取利息及び支払利息の増減	30
オ. 総資産経常利益率	28
カ. 総資産当期純利益率	28
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	30
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	30
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	31
イ. 固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高	31
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	31～32
エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	32
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	33
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高	該当なし
イ. 有価証券の残存期間別残高	35
ウ. 有価証券の種類別、平均残高	34
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	35
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	18～19
(2) コンプライアンス（法令等遵守）の体制	19
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	22～26
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	37
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	38
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	39
ウ. 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	40
エ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等及びエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等	41
オ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
カ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
キ. 証券化エクスポージャーに関する事項	42
ク. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
ケ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	42
コ. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
サ. 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
シ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	43
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する事項	38
イ. 自己資本の充実度に関する事項	39
ウ. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	40
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	42
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	42
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	42
キ. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	43
ク. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	43
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	34
② 金銭の信託	該当なし
③ 規則第102条 第1項第5号に掲げる取引	該当なし
金融先物取引等	
金融等デリバティブ取引	
先物外国為替取引	
有価証券店頭デリバティブ取引・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引	
有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	33
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	21
金融再生法開示債権額	37

あなたの街のあなたの金庫

東栄信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/toei/>